

有価証券報告書

事業年度 自 2020年4月 1日
(第 65 期) 至 2021年3月31日

東和薬品株式会社

E00974

本書は金融商品取引法第24条の1に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータに、目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

表紙		
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	沿革	3
3	事業の内容	4
4	関係会社の状況	5
5	従業員の状況	6
第2	事業の状況	7
1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2	事業等のリスク	9
3	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
4	経営上の重要な契約等	17
5	研究開発活動	17
第3	設備の状況	18
1	設備投資等の概要	18
2	主要な設備の状況	18
3	設備の新設、除却等の計画	19
第4	提出会社の状況	20
1	株式等の状況	20
2	自己株式の取得等の状況	26
3	配当政策	28
4	コーポレート・ガバナンスの状況等	29
第5	経理の状況	44
1	連結財務諸表等	45
2	財務諸表等	80
第6	提出会社の株式事務の概要	94
第7	提出会社の参考情報	95
1	提出会社の親会社等の情報	95
2	その他の参考情報	95
第二部	提出会社の保証会社等の情報	96

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第65期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	東和薬品株式会社
【英訳名】	TOWA PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 逸郎
【本店の所在の場所】	大阪府門真市新橋町2番11号
【電話番号】	06 (6900) 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 政男
【最寄りの連絡場所】	大阪府門真市新橋町2番11号
【電話番号】	06 (6900) 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 政男
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	84,949	93,430	105,104	110,384	154,900
経常利益 (百万円)	7,417	11,717	18,865	20,990	18,677
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,576	6,495	13,475	14,503	13,958
包括利益 (百万円)	5,858	6,533	13,409	14,948	14,469
純資産額 (百万円)	74,945	79,920	91,771	104,665	116,599
総資産額 (百万円)	165,247	177,181	188,803	230,016	245,668
1株当たり純資産額 (円)	4,568.97	1,624.09	1,864.92	2,126.72	2,369.21
1株当たり当期純利益 (円)	339.96	132.00	273.85	294.74	283.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	314.23	122.03	253.32	272.62	271.93
自己資本比率 (%)	45.4	45.1	48.6	45.5	47.5
自己資本利益率 (%)	7.7	8.4	15.7	14.8	12.6
株価収益率 (倍)	16.56	16.79	10.64	7.69	8.61
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,195	19,230	19,002	19,164	12,008
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△22,206	△20,093	△3,994	△39,541	△9,100
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△92	4,670	△809	11,748	184
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	7,112	11,511	26,652	18,713	22,915
従業員数 (人)	2,408	2,449	2,472	3,325	3,456
(外、平均臨時雇用者数)	(566)	(635)	(643)	(666)	(684)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

3 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第62期(2018年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、第63期末時点の株価は、当該株式分割に係る権利落ち後の株価となっております。従いまして、第63期の株価収益率については、当該権利落ち後の株価を当該株式分割を考慮した1株当たり当期純利益で除して算定しております。

4 第65期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第64期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

5 当社は、Pensa Investments, S.L.(現Towa Pharma International Holdings, S.L.)の全株式を取得し完全子会社としたことにより、第64期において、総資産が50,959百万円増加しております。また、第65期において、売上高が36,214百万円増加しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	82,724	90,991	102,426	107,654	115,346
経常利益	(百万円)	8,354	8,826	18,974	21,699	18,630
当期純利益	(百万円)	6,654	5,479	13,612	15,254	13,651
資本金	(百万円)	4,717	4,717	4,717	4,717	4,717
発行済株式総数	(千株)	17,172	17,172	17,172	51,516	51,516
純資産額	(百万円)	75,957	79,940	91,935	105,126	116,658
総資産額	(百万円)	159,593	171,444	183,082	214,507	230,501
1株当たり純資産額	(円)	4,630.68	1,624.51	1,868.26	2,136.10	2,370.40
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	95.00 (47.50)	95.00 (47.50)	107.50 (47.50)	44.00 (22.00)	44.00 (22.00)
1株当たり当期純利益	(円)	405.71	111.36	276.62	309.99	277.39
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	375.08	102.93	255.88	286.73	265.95
自己資本比率	(%)	47.6	46.6	50.2	49.0	50.6
自己資本利益率	(%)	9.1	7.0	15.8	15.5	12.3
株価収益率	(倍)	13.88	19.91	10.53	7.31	8.81
配当性向	(%)	23.4	28.4	13.0	14.2	15.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	2,188 (566)	2,204 (635)	2,229 (643)	2,321 (666)	2,408 (684)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	124.1 (114.7)	148.2 (132.9)	195.8 (126.2)	156.7 (114.2)	171.0 (162.3)
最高株価	(円)	6,100	7,180	9,450 □3,040	2,990	2,537
最低株価	(円)	3,580	5,030	5,780 □2,829	1,749	1,845

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。
- 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第62期(2018年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、第63期末時点の株価は、当該株式分割に係る権利落ち後の株価となっております。従いまして、第63期の株価収益率については、当該権利落ち後の株価を当該株式分割を考慮した1株当たり当期純利益で除して算定しております。
- 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第63期の株価については、株式分割前の最高株価及び最低株価を示しており、□印は株式分割(2019年4月1日、1株→3株)による権利落ち後の最高株価及び最低株価を示しております。

2【沿革】

年月	概要
1951年 6月	大阪市東区に医薬品原料の卸と仲買業として「東和薬品商会」を創業。
1957年 4月	大阪市東区に東和薬品株式会社（資本金100万円）を設立。
1957年 9月	大阪市城東区に蒲生工場完成、一般用医薬品の製造を開始。
1964年 1月	大阪府寝屋川市に寝屋川工場完成。
1965年12月	医療用医薬品の製造販売に転換。
1974年 4月	大阪府門真市に新社屋完成、本社機能を移転。
1975年 1月	大阪府門真市に門真工場完成。
1978年 3月	本社敷地内に大阪工場完成。寝屋川工場を閉鎖し、大阪工場と門真工場に統合。
1978年 6月	大阪府門真市に開発研究棟完成。
1978年 8月	大阪府門真市に配送センター完成。
1982年 3月	大阪府門真市に包装専門工場として大阪第二工場完成。
1983年10月	岡山県勝田郡勝央町に岡山工場完成。
1984年 9月	合名会社別府温泉化学研究所を買収し、大分工場として注射薬の製造を開始。
1989年 3月	決算期を9月から3月に変更。（第33期営業年度は6か月決算となる。）
1994年 6月	当社株式を店頭登録売買銘柄として日本証券業協会に登録。
1997年 5月	本社を大阪府門真市新橋町に移転。（現在地）
1998年 5月	大阪府門真市に中央研究所完成。（旧研究所は製剤研究所とする。）
1998年11月	メクト株式会社東北工場を買収し、山形第一工場として医薬品の製造開始。
2003年10月	ジェイドルフ株式会社（現 ジェイドルフ製薬株式会社）の株式を100%取得。（現 連結子会社）
2004年 4月	東京証券取引所市場第二部上場。
2005年 3月	東京証券取引所市場第一部上場。
2006年 3月	大阪府門真市に大阪工場完成、大阪第二工場を閉鎖し統合。
2009年 1月	大分工場を閉鎖し、岡山工場に統合。
2010年10月	大地化成株式会社の株式を100%取得。（現 連結子会社）
2012年 4月	山形県上山市に山形工場・東日本物流センター完成。
2012年10月	岡山県勝田郡勝央町に西日本物流センター完成、大阪・岡山配送センターを閉鎖。
2014年 1月	山形第一工場を閉鎖。
2015年 3月	大地化成株式会社、兵庫県神崎郡に兵庫工場完成。
2016年11月	株式会社三協と合弁会社グリーンカプス製薬株式会社を設立。
2017年 7月	東日本物流センター完成・移転。
2018年10月	TIS株式会社と合弁会社Tスクエアソリューションズ株式会社を設立。
2020年 1月	Pensa Investments, S.L.（現 Towa Pharma International Holdings, S.L.）の株式を100%取得。（現 連結子会社）
2020年 2月	グリーンカプス製薬株式会社、静岡県富士宮市に静岡工場完成。
2020年 5月	株式会社三協との合弁契約を解消しグリーンカプス製薬を100%子会社化。（現 連結子会社）
2021年 3月	株式会社プロトセラの株式を取得し、子会社化。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、主要な事業として医薬品の製造販売を営んでおります。当社グループの医薬品事業の主な扱い品目はジェネリック医薬品（後発医薬品）と呼ばれるもので、新薬（先発医薬品）の有効性と安全性が一定期間にわたって確認された後に上市される、有効成分が同一でかつ効能・効果、用法・用量が同等の医薬品です。

なお、当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報を記載しておりません。

（国内）

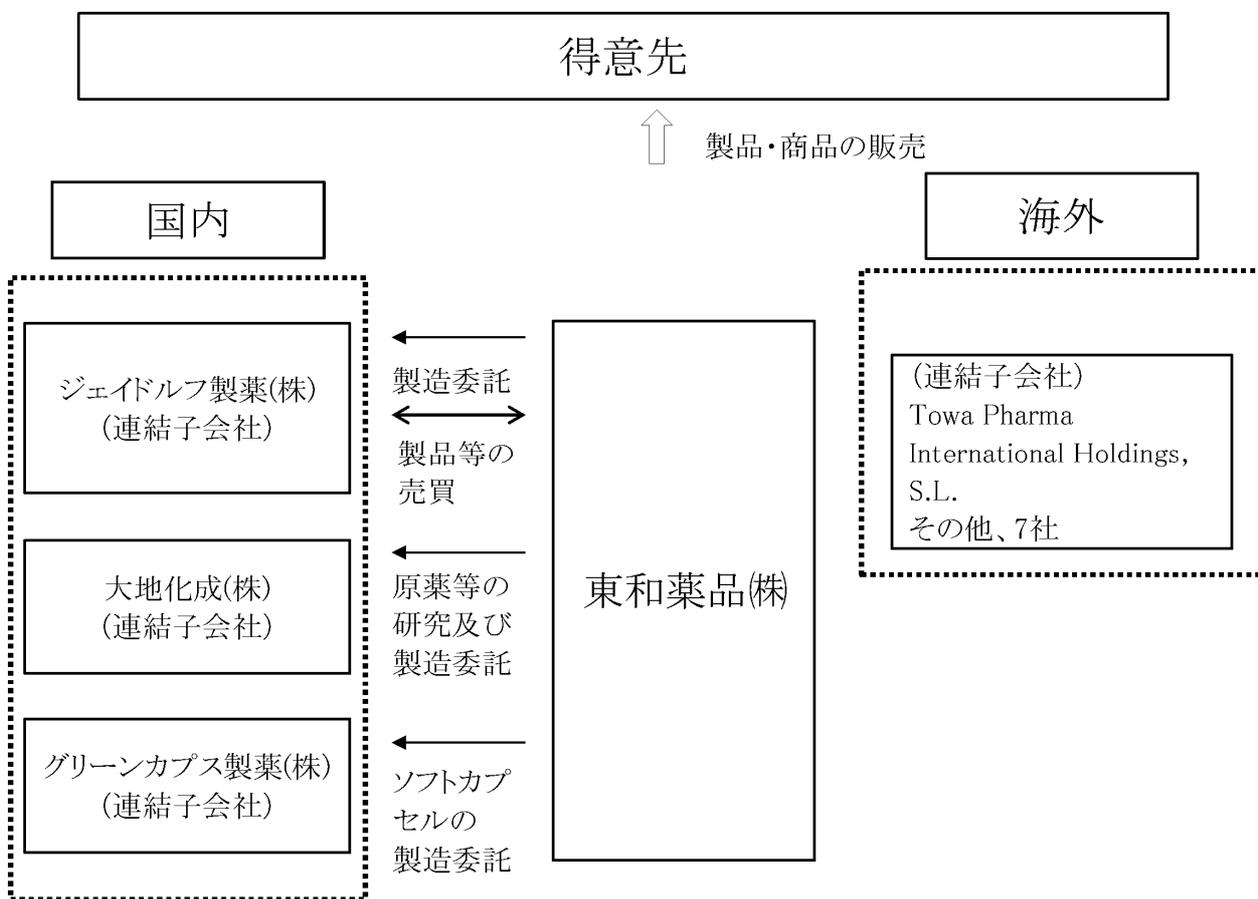
ジェイドルフ製薬株式会社は、製品等の売買・製造委託を行っております。

大地化成株式会社は、原薬等の研究及び製造委託を行っております。

グリーンカプス製薬株式会社は、ソフトカプセルの製造委託を行っております。

（海外）

Towa Pharma International Holdings, S.L. は、欧米でのジェネリック医薬品事業を集約する持株会社であり、グループ会社は欧州に研究開発、製造拠点を有し、ジェネリック医薬品販売事業及び受託製造事業を展開しております。



4【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
ジェイドルフ製薬株式会社	滋賀県甲賀市	百万円 40	医療用医薬品の製造販売	100.0	製品等の売買。 役員の兼任あり。
大地化成株式会社	兵庫県神崎郡 福崎町	百万円 50	医薬品原薬・中間体の研究開発及び製造販売	100.0	原薬等の購買。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
グリーンカプス製薬株式会社	静岡県富士宮市	百万円 90	医薬品ソフトカプセルの製造販売	100.0	ソフトカプセルの購買。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
Towa Pharma International Holdings, S.L. (注) 1、3	スペイン カタルーニャ州 バルセロナ	百万ユーロ 3	持株会社	100.0	—
Towa Pharmaceutical Europe, S.L.	スペイン カタルーニャ州 バルセロナ	百万ユーロ 3	医療用医薬品の製造販売	100.0 (100.0)	—
Pensa Pharma S.A.	スペイン カタルーニャ州 バルセロナ	百万ユーロ 3	医療用医薬品の販売	100.0 (100.0)	—
Pensa Pharma S.p.A. (注) 1	イタリア ミラノ	百万ユーロ 16	医療用医薬品の販売	100.0 (100.0)	—
toLife - Pensa Pharma	ポルトガル カルナシデ	百万ユーロ 3	医療用医薬品の販売	100.0 (100.0)	—
Pensa Pharma AB	スウェーデン ストックホルム	百万クローナ 0	医療用医薬品の販売	100.0 (100.0)	—
Pensa Pharma GmbH	ドイツ ミュンヘン	百万ユーロ 0	医療用医薬品の販売	100.0 (100.0)	—
Breckenridge Pharmaceutical, Inc.	アメリカ合衆国 フロリダ	百万USドル 0	医療用医薬品の販売	100.0 (100.0)	—

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数であります。

3. Towa Pharma International Holdings, S.L. は、2020年7月2日にPensa Investments, S.L. から社名変更いたしました。

(その他の関係会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
株式会社吉田事務所	大阪府箕面市	10	1. 投資業 2. 不動産の売買およ び賃貸、管理業 3. 上記各号に付帯す る一切の業務	被所有割合 40.85 [4.90]	役員の兼任あり。

(注) 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
医薬品事業	3,456 (684)
合計	3,456 (684)

(注) 1 医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 従業員数は就業人員を記載しております。また、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
2,408 (684)	36.6	10.0	6,490

(注) 1 医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありません。

労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、

「私達は 人々の健康に貢献します」

「私達は こころの笑顔を大切にします」

を理念に掲げております。そして、企業活動を通じて理念を実現するために、私達の誓い「T-SMILE」を掲げております。

私達の誓い「T-SMILE」

・ Truthful :

誠実で、正直であり続けます。公正な心を持って適正を貫き、人々から喜ばれ、信頼される存在になります。

・ Speed :

意思決定、実行、情報共有などを迅速に行います。先見性を持って、変化に俊敏に対応します。

・ Mission :

世界中で地域社会の人々の健康に役立つという強い使命感と、その実現への情熱を持ち続けます。

・ Idea :

発想力と想像力を駆使して、前例にとらわれない変革にチャレンジします。常に能動的に行動します。

・ Linkage :

人や情報と幅広く結びつき、協力します。認め合える相手と切磋琢磨し、お互いを高めます。

・ Excellence :

最善の品質を求め、サイエンスを大切にしながら、時代にあった最適の技術でそれをかなえます。

当社は、優れた製品とサービスを創造することによって、人々の健康に貢献します。そして私達の企業活動を通して、患者さん、医療関係者の皆様、地域社会をはじめとするすべての方々から喜ばれ、求められる企業を目指していきます。ジェネリック医薬品事業をコア事業として、新たな健康関連事業へ展開していきます。

(2) 経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、厳しい状況で推移しました。昨年5月の緊急事態宣言解除後、社会経済活動のレベルが段階的に引き上げられていくなかで、極めて厳しい状況から持ち直しの動きが見られるものの、足元では新型コロナウイルス感染症の感染者数が再び増加傾向となり一部地域で再度緊急事態宣言が発出される等、依然として先行き不透明な状況が継続しております。世界各地においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大、都市封鎖等による経済の減速から、ワクチン接種が開始されたこと等により回復基調となった期間でしたが、今後の感染再拡大等のリスクは依然残っております。

ジェネリック医薬品業界では、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」ことが決まり、これを受けて2018年4月の診療報酬改定以降、各種施策が講じられました。さらに2020年4月の診療報酬改定においても、引き続き「後発医薬品やバイオ後続品の使用促進」策が決まり、ジェネリック医薬品の普及が進んだ結果、2020年12月の数量シェアは79.4%(2020年10-12月期 日本ジェネリック製薬協会調べ)となり、目標をほぼ達成しました。

一方、2019年10月と2020年4月に薬価改定が実施され、また、昨年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、2021年4月にも薬価改定が行われました。このように、2021年度以降は2年に1度の通常の薬価改定に加え、中間年における薬価改定の実施により毎年薬価改定を行うという方針が決定しているため、今後医薬品業界にとって極めて厳しい状況が続くことが想定されます。

このような状況のもと、当社は信頼性のさらなる向上を行いつつ、当社グループの役員と社員が共通認識を持って、いつの時代でも、どの地域でも、その地域に住んでいる人々に必要とされる会社、必要とされる製品・サービスを提供することができる会社である事を目指し、コア事業としての国内外のジェネリック医薬品事業においてこれまで以上の信頼を得る企業になるとともに、安定供給体制や品質保証体制の強化・幅広い品揃え・製品総合力No.1の製品づくりなどによりジェネリック医薬品事業の進化に尽力します。また、これまでに培った知見や技術の活用だけでなく、新たな技術の獲得やまったく新しい知見や技術との融合を図り、技術イノベーションと製品価値を創出することを通して、健康関連事業においても貢献し必要とされる企業となるために尽力していきます。そのために、当社は以下の5つの基本方針に沿って、各課題に取り組みます。

方針1 コア事業としてのジェネリック医薬品事業の進化

「ジェネリック医薬品への信頼を取り戻すための、徹底した製造管理・品質管理を踏まえた安定供給の確保と適切な情報発信」「総合ジェネリック医薬品メーカーとして、より信頼され、必要とされる存在となる」ことを課題として認識し、当社がこれまでに注力してきた取り組みである安定供給体制の向上のための「原薬調達」「生産能力向上」「東和式販売体制の最適化」を継続していくことに加え、品質保証体制の強化・幅広い医薬品の品揃え・製品総合力No.1の製品づくりに取り組みます。

方針2 海外市場での拡大と成長

「世界中の人々の健康に貢献するため、高品質で付加価値のあるジェネリック医薬品を届ける」ことを課題として認識し、「Towa Pharma International Holdings, S.L.（以下「Towa HD」という。）を中心とした欧州・米国での新製品投入を通じた事業の持続的成長」「海外の顕在的及び潜在的ニーズにも応える東和品質の製品開発とその展開」「未進出地域への事業拡大に向けた市場探索」等に取り組むことで、Towa HDを中心として海外市場における国や地域を拡大させつつ、事業規模も成長させていきます。

当社の国内で評価された製品を海外市場へ提供していくことを目指し、海外の国や地域において当社の付加価値製剤に対する潜在的ニーズを探索しつつ、新規市場への進出に向けた調査活動を行っています。海外での販売に関しては、市場性やリスクを考慮しながら現地企業との提携や協力関係の構築等に取り組んでいます。Towa HDを中心に据えつつ、日米欧3極から世界中の患者さんに高品質で付加価値のあるジェネリック医薬品を提供できるグローバル事業基盤を確立していきます。

方針3 新たな健康関連事業への展開

「健康長寿社会に対応した医療・介護の実現や、医療から未病のケア・予防へシフトする社会に貢献する」ことを課題として認識し、当社の「人々の健康に貢献する」という理念に沿って、当社は新たな技術の獲得およびまったく新しい知見や技術との融合を図りつつ、新しい医療体制に対応した健康に関連する新規事業の創出に取り組めます。

当連結会計年度では、2021年3月31日にウシオ電機株式会社傘下の子会社であった株式会社プロトセラによる第三者割当増資を引き受け、同社株式を取得して子会社化し、検査事業に進出するための足掛かりを得ました。さらに、株式会社バンダイナムコ研究所と「ゲームメソッドを取り入れた服薬支援ツール」のプロトタイプを完成させる等、その他の新規事業として新たな健康関連サービスの着手に取り組んでいきます。

方針4 技術イノベーションと製品価値の創出

「常に最高の東和品質の製品を提供し、持続的に成長することで社会に貢献する」ことを課題として認識し、これまでも取り組んできた「原薬技術」「製剤化技術」「生産技術」における技術イノベーションの創出に継続して取り組んでいきます。また、既存薬の新たな薬効を発見し、別の治療薬として開発する「ドラッグ・リポジショニング」等のように新たな製品価値の創出にも取り組んでいきます。

方針5 働きがいのある環境づくりと人財育成

「社員一人ひとりにとって働きがいのある会社として、会社と社員が共に成長することで、永続的に存続する企業であり続ける」ことを課題として認識し、個人の成長やキャリアの充実により、社員一人ひとりにとって、働きがいのある会社であり続けることに取り組み、製品づくりへのこだわりや思いが社員に伝承されることで、東和薬品らしさが存続することを目指します。また、社員が成長することで会社の企業基盤が強化され、変化に対応した成長が可能となるように取り組んでいきます。

2【事業等のリスク】

当社グループの取り扱う製品・商品は主として医療用医薬品であり、その中のジェネリック医薬品が中心です。ジェネリック医薬品は新薬の有効性と安全性が一定期間にわたって確認された後に上市され、有効成分が同一でかつ効能・効果、用法・用量が同等の医薬品です。そのために当社グループには医薬品製造販売業としてのリスクに加えジェネリック医薬品メーカーとしての特有のリスクなどがあります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び不測の事態に対する体制整備に最大限の努力をいたします。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

①医薬品医療機器等法による規制

当社グループは医薬品医療機器等法及び関連法規等により医薬品の製造・販売について規制を受けており、各種許認可、免許の取得を必要とします。その主な内容は以下のとおりです。

許可・免許	所管官庁等	許可・免許に関する内容	有効期限
医薬品製造販売業許可	都道府県知事	医薬品医療機器等法第12条	主たる事務所5年ごと更新
医薬品製造業許可	都道府県知事	医薬品医療機器等法第13条	各事業所5年ごと更新
向精神薬製造製剤業者免許	厚生労働大臣	麻薬及び向精神薬取締法第50条	各事業所5年ごと更新
医薬品卸売販売業許可	都道府県知事	医薬品医療機器等法第24条	各事業所6年ごと更新
麻薬輸入業者免許	厚生労働大臣	麻薬及び向精神薬取締法第3条	各事業所最長3年
麻薬製剤業者免許	厚生労働大臣	麻薬及び向精神薬取締法第3条	各事業所最長3年
麻薬元卸売業者免許	地方厚生局長	麻薬及び向精神薬取締法第3条	各事業所最長3年
麻薬卸売業者免許	都道府県知事	麻薬及び向精神薬取締法第3条	各事業所最長3年

上記規制に関する違反が生じた場合、所管官庁等から行政処分が行われ、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは上記規制に関するリスクに対応するために、関連法規等の情報収集に努め、法令に従った対応を実施しております。また、全社的なコンプライアンス推進計画の策定、体制の整備を行っております。

②特許期間及び再審査期間

新薬の有効成分は通常、特許権により保護されており、その特許期間は出願日から20年間（更に5年を限度とする期間延長が可能）となっています。ジェネリック医薬品は特許期間の満了後に製造販売承認されるため、この期間が延長されることがあれば、当社グループの新製品（追補品）の発売に影響を及ぼします。

また、新薬については、一定期間後にその医薬品の有効性・安全性等を再確認する再審査制度があり、その再審査期間は原則として新薬の製造販売承認日から8年間となっています。ジェネリック医薬品はこの期間の経過後に製造販売承認申請しますが、新薬の効能追加等により再審査期間が再度設定された場合には、新薬と効能・効果、用法・用量が異なることがあるため、当社グループの新製品の発売に影響を及ぼします。

このようなリスクに対応するために、当社グループでは特許情報及び再審査期間情報の収集に努め、関連部門との連携を行っております。これにより、新薬の特許期間満了後に速やかに効能追加等の一部変更承認を得る、または再審査期間満了後に一部変更承認申請を行うことで、効能不一致の解消に努めております。

③医薬品医療機器等法に基づく再評価

医薬品の再評価とは、すでに承認された医薬品について、現時点における学問的水準から品質、有効性及び安全性を見直す制度です。薬効再評価で有用性が認められないと製品の回収を行い、当該製品の廃棄を行います。また、品質再評価で新薬と同等でないと評価された場合は、その後の製造販売を中止します。

こうした事態が生じれば当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対応するために、当社グループでは科学的技術の進歩の情報を収集し、医薬品の適正な評価を行っております。

④副作用

ジェネリック医薬品については新薬で長年の使用実績があり、安全性が確認され、再審査の後に発売されるため、予期せぬ重篤な副作用が発生するリスクは小さいですが、もしこうしたことが生じれば当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対応するために、当社グループでは、各国の規制に基づき、副作用の発生情報を含む医薬品に関する情報を収集し、評価・検討してその結果に基づく必要な措置を決定、実施しております。

⑤薬価制度及び医療費抑制政策

当社グループの主要製品、商品であります医療用医薬品を販売するためには、厚生労働大臣が定める薬価基準への収載が必要です。薬価収載された医療用医薬品は原則として2年に1回、市場実勢価格の調査を行い、公定価格である薬価に市場実勢価格等を反映させます。その際、ほとんどの品目で薬価は引き下げられています。また、2021年度以降は薬価制度の抜本改革により、中間年においても薬価改定が行われ、毎年薬価改定となりました。増大する医療費の抑制を目的として医療保険制度の見直しや、薬価制度の更なる大幅な変更、医療費抑制政策の強化が行われると、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対応するために、当社グループでは製品の価値に見合った適正価格での販売に努めるとともに、生産効率化による原価低減活動を行っております。

⑥特許訴訟

当社グループが発売するジェネリック医薬品には、発売後も原薬の結晶形、製剤、用途等に関する特許権が存続していることがあり、特許権所有者から特許訴訟を提起される場合があります。そうした場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対応するために、当社グループでは特許情報の収集に努め、開発部門など関連部門への連携を行っております。これにより、他社が有する特許を回避した製剤の開発を行っております。

⑦デリバティブの時価評価

当社グループは半製品や原材料の一部を海外メーカーから外貨建てで輸入しております。円安でコストが上昇してもわが国の薬価制度のもとではそれを販売価格に転嫁することは極めて困難です。

こうした円安によるコストアップのリスクを回避し、長期的に安定供給していくために、当社は長期のデリバティブ取引を行っております。決算時にはこれを時価評価しますが、前期末に比べて円高、また日米の長期金利差が拡大すれば評価損が出る構造になっていますので、為替レート、日米の金利動向によっては評価損が生じる可能性があります。また、逆の場合には評価益が生じる可能性があります。

当社では、将来における外貨建て輸入取引量を見積り、その範囲内で長期のデリバティブ取引を行っております。これにより、デリバティブ取引が投機的にならないように留意しております。

⑧災害等による生産の停滞、遅延

当社グループは大阪府、岡山県、山形県、滋賀県、兵庫県、静岡県及びスペイン・カタルーニャ州に生産拠点を配置しておりますが、自然災害や技術上・規制上の問題の発生により、生産拠点の操業が停止し、製品の安定供給に影響を及ぼす可能性があります。また、自然災害等の要因により原材料仕入先からの仕入れが停止し、その代替が困難である場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対応するために、当社グループでは、国内工場間のバックアップ体制の整備、原薬の複数購買の推進に努めております。また、当社グループ内に原薬製造工場を保有し、原薬面からの安定供給に努めております。

⑨グローバルリスク

2020年1月31日にPensa Investments, S.L.（本社：スペイン・カタルーニャ州、現商号：Towa HD）の買収手続きが完了しました。Towa HDの買収はグローバル体制の確立と当社の付加価値製剤の欧州・米国市場への提供に寄与するものと考えておりますが、Towa HDの経営環境や事業の変化、各国の制度・規制の影響、当社とTowa HDの統合作業の進捗遅延、デューデリジェンスにおいて判明しなかった事象等に起因して、同社買収において期待されていた効果が得られない場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対応するために、当社グループでは、当社とTowa HDの統合作業を通じたグローバル経営体制の強化に努めております。

⑩新型コロナウイルス感染症

現時点（有価証券報告書提出日現在）においては、当社グループにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は軽微ですが、今後影響が長期化または深刻化した場合には、当社グループ事業所内でのクラスター発生による閉鎖又は事業活動の停止、患者の医療機関の受診抑制に伴う販売面への影響、海外における感染拡大に伴う原料や原薬のサプライチェーンへの影響が生産面に波及する可能性があります。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症への対応として、在宅勤務や時差出勤の推奨、社内及び社外会議のバーチャル開催の推奨といった働き方における対策、会議室の定員見直しやアクリルパネルの設置、サーモグラフィカメラによる発熱者チェック等の感染拡大防止のための対策を実施するとともに、出張やイベント等の原則中止・延期等の感染機会の減少に向けた対策を講じております。引き続き適切な対策を講じ、事業の継続に努めてまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(2) 経営環境及び対処すべき課題等」に述べているように、業界環境が大きく変化していますが、当社グループにおいては、2018年5月に発表した「中期経営計画2018-2020 PROACTIVE」（以下、「中期経営計画」という。）に基づき、国内ジェネリック医薬品事業を基盤としつつ、新規市場への進出・新規事業の創出等、いつの時代も世の中や地域社会に必要とされる企業となるべく各種課題に取り組みました。

販売面に関しては、6月に新製品10成分22品目を初年度3,200百万円の売上計画で販売を開始し、12月には新成品2成分10品目を初年度770百万円の売上計画で販売を開始しました。また、生活改善薬として7月に『バルデナフィル錠10mg/20mg「トローワ」』、10月に『デュタステリドカプセル0.1mgZA/0.5mgZA「トローワ」』、11月に『タダラフィルOD錠10mgCI/20mgCI「トローワ」』を発売し、当社のジェネリック医薬品の製品数は343成分770品目となりました。

新規市場への進出として、前期にスペインの大手医薬品メーカーであるCorporación Químico Farmacéutica Esteve, S.A. 及びEsteve Pharmaceuticals, S.A.（本社：スペイン・カタルーニャ州）より買収したPensa Investments, S.L.（本社：スペイン・カタルーニャ州、現商号：Towa Pharma International Holdings, S.L. 以下「Towa HD」という）を通じて欧州及び米国市場での事業展開を果たしました。今後もTowa HDが持つ、欧州複数国及び米国での販売網と、欧州にある欧米等の基準に準拠した製造拠点を活用し、さらなる事業展開を目指してまいります。

新規事業の創出として、いつの時代も世の中や地域社会に必要とされる企業を目指し、「健康寿命の延伸への取り組み」、「健康維持への取り組み」、「病気になる前に健康状態に戻すための取り組み」、「地域包括ケアシステムへの対応」等を中心に、新たな健康関連事業の研究を行い、事業化に向け取り組んでおりますが、その取り組みの一環として、2020年4月に国立研究開発法人国立循環器病研究センターと植物由来成分「タキシフォリン」の認知症予防効果に関する医学的エビデンス構築を目的とする共同研究を開始し、また地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センターと、アルツハイマー型認知症のバイオマーカーに関する共同研究契約の締結を行いました。そして検査事業の立ち上げを目指し、衛生検査所として認定を受け、タンパク質の解析に関する独自の基盤技術を用いて疾病リスクの検査サービス事業を展開している株式会社プロトセラの株式を2021年3月に第三者割当増資引受により取得しました。さらに、新規事業に関する営業戦略の立案と実行及び営業現場への支援・推進を行う組織を新設し販売力の強化に取り組み、前年度に当社で販売を開始したユニバーサル・サウンドデザイン株式会社が展開する「話し手」の声を聞きやすい音質に変換する対話型支援機器「comuoon」の販売も順調に推移しました。

このような活動の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、154,900百万円（前期比40.3%増）となりました。売上原価率は57.7%と前期比3.6ポイント上昇したものの、売上総利益は65,451百万円（同29.2%増）となりました。また、販売費及び一般管理費については、45,527百万円（同32.0%増）となりました。その結果、営業利益は19,923百万円（同23.4%増）となりましたが、デリバティブ評価損が発生したことにより経常利益は18,677百万円（同11.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,958百万円（同3.8%減）となりました。

国内の売上高は、2019年10月と2020年4月に行われた薬価改定の影響や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一部の影響がありながらも近年追補品等の売上が順調に推移し、118,685百万円（前期比7.5%増）となりました。売上原価率は53.6%と前期比0.5ポイント改善し、売上総利益は55,109百万円（同8.8%増）となりました。また、販売費及び一般管理費については、人件費、研究開発費等の増加により35,612百万円（同3.2%増）となりました。その結果、営業利益は19,497百万円（同20.8%増）となりました。

海外の売上高は36,214百万円、売上原価率は71.4%、売上総利益は10,341百万円となりました。また、販売費及び一般管理費については、9,915百万円となりました。その結果、営業利益は425百万円となりました。

当連結会計年度における財政状態は、次のとおりであります。

（資産）

当連結会計年度末における総資産は、245,668百万円となり、前連結会計年度末比15,651百万円の増加となりました。その主な要因は、投資その他の資産の減少3,811百万円等があったものの、たな卸資産の増加9,902百万円、現金及び預金の増加4,201百万円、受取手形及び売掛金の増加2,930百万円等があったことによるものです。

（負債）

負債につきましては、129,069百万円となり、同3,717百万円増加しました。その主な要因は、短期借入金金の減少20,257百万円、新株予約権付社債の減少10,870百万円があったものの、長期借入金金の増加33,305百万円等があったことによるものです。

(純資産)

純資産につきましては、116,599百万円となり、同11,934百万円増加しました。その主な要因は、利益剰余金の増加11,458百万円等があったことによるものです。

その結果、当連結会計年度末の自己資本比率は47.5%となりました。

※Towa HDとの企業結合について、前連結会計年度において企業結合に係る暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定したため、前連結会計年度との比較・分析にあたっては、暫定的な会計処理の確定の内容を反映した金額を用いております。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に対して4,201百万円増加し、22,915百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは12,008百万円の収入(前連結会計年度比7,155百万円減)となりました。主な要因は、たな卸資産の増加9,707百万円(同、5,406百万円増)等があったものの、税金等調整前当期純利益18,728百万円(同、1,981百万円減)があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、9,100百万円の支出(前連結会計年度比30,441百万円減)となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出9,137百万円(同、4,588百万円増)等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、184百万円の収入(前連結会計年度比11,564百万円減)となりました。主な要因は、長期借入れによる収入40,500百万円(同、40,500百万円増)があったものの、短期借入金の純減少額20,251百万円(前連結会計年度は20,200百万円の純増加額)、長期借入金の返済による支出6,895百万円(前連結会計年度比499百万円増)、新株予約権付社債の償還による支出10,850百万円(同、10,850百万円増)によるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績は、次のとおりであります。

薬効	金額（百万円）	前期比（%）
循環器官用薬	49,218	119.5
中枢神経系用薬	30,972	171.6
消化器官用薬	27,197	126.5
血液・体液用薬	9,479	108.6
その他の代謝性医薬品	14,284	104.7
抗生物質製剤	5,042	96.6
化学療法剤	2,164	97.7
腫瘍用薬	2,625	77.4
アレルギー用薬	17,185	101.9
その他	16,050	155.9
合計	174,222	123.5

(注) 1 当社グループ（当社及び連結子会社）は、医薬品事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、薬効別生産実績を記載しております。

2 上記金額は売価換算で表示しており、消費税等は含まれておりません。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績は、次のとおりであります。

薬効	金額（百万円）	前期比（%）
循環器官用薬	1,972	2,316.4
中枢神経系用薬	4,303	3,638.0
消化器官用薬	514	1,709.9
血液・体液用薬	1,609	582.6
その他の代謝性医薬品	245	-
抗生物質製剤	855	1,421.2
化学療法剤	138	619.9
腫瘍用薬	722	-
アレルギー用薬	1,184	15,854.3
その他	1,298	282.1
合計	12,846	1,211.6

(注) 1 当社グループ（当社及び連結子会社）は、医薬品事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、薬効別商品仕入実績を記載しております。

2 上記金額は実際仕入額で表示しており、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当社グループ（当社及び連結子会社）は、主として見込み生産を行っているため、記載を省略しております。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

薬効	金額（百万円）	前期比（%）
循環器官用薬	38,423	116.4
中枢神経系用薬	32,489	242.7
消化器官用薬	24,094	154.5
血液・体液用薬	9,997	143.8
その他の代謝性医薬品	10,642	108.4
抗生物質製剤	4,373	116.0
化学療法剤	1,417	84.8
腫瘍用薬	3,199	148.1
アレルギー用薬	13,790	110.8
その他	16,470	142.3
合計	154,900	140.3

(注) 1 当社グループ（当社及び連結子会社）は、医薬品事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、薬効別販売実績を記載しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（%）	金額（百万円）	割合（%）
株式会社スズケン	16,223	14.7	17,690	11.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項について、会計基準等の範囲内で合理的な会計上の見積りを行っております。重要な会計方針及び見積りの詳細等につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」をご参照ください。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、売上高154,900百万円(前期比40.3%増)、営業利益は19,923百万円(同23.4%増)、経常利益は18,677百万円(同11.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は13,958百万円(同3.8%減)となりました。

売上高に関しては、Towa HDが連結対象となったこと、また国内において2017年4月より開始した「東和式販売体制(医薬品卸との協業)」によって、当社の製品を全国の医療機関・保険薬局へお届けできる体制がより整備され、近年の追補品の販売が順調に推移したこと等により、40.3%の増収となりました。

営業利益・経常利益に関しては、Towa HDの買収に伴うのれん償却費、人件費、研究開発費等の増加により、販売費及び一般管理費が前連結会計年度比32.0%増となったものの、近年追補品等の売上が順調に推移し売上総利益が増加したこと等により営業利益は23.4%増となり、国内においてデリバティブ評価損を計上したため、経常利益は11.0%減と減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、3.8%減と減益となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、新たに販売する製品の市場の大きさと競合状況、診療報酬改定や薬価制度改革、国のジェネリック医薬品の使用促進目標の変更が挙げられます。当連結会計年度の経営成績に対しては、診療報酬制度や薬価制度改革の影響は無く、国のジェネリック医薬品の使用促進目標の変更による大きな影響もありませんでした。

次連結会計年度の経営成績については、国内は近年の追補品、海外は米国の新製品を中心に増収となるものの、国内の薬価改定の影響による売上原価率の上昇と販管費の増加により、売上高165,000百万円、営業利益17,400百万円、経常利益17,600百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12,000百万円を見込んでおります。

中期的には、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」ことが決まり、この目標に向けて着実にジェネリック医薬品の普及が進んだ結果、目標をほぼ達成しました。一方、2016年12月に決定された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、2018年4月に薬価制度の抜本改革が行われ、「上市から12年が経過した後発品については1価格帯を原則とする」こと等が決まり、2020年度の薬価改定から適用されており、上市后12年が経過した製品数が少なくない当社グループの経営成績にも影響が発生しております。薬価改定についても、2020年4月に実施された2年に1度の通常の薬価改定に続き、2021年度以降は中間年における薬価改定が行われることが決まっており、毎年薬価改定となり、当社グループの経営成績にも影響がある見込みです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、次の通りです。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の財源を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金については、自己資金を基本としており、設備投資については、自己資金の他に、金融機関からの借入金や社債発行等による資金調達を基本としております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、当社グループは環境変化への迅速な対応を基本とし、目標とすべき経営指標、比率等を具体的には定めておらず、営業利益の売上高に対する比率は10%以上の確保を意識して従来から経営してまいりました。一方、業界環境としては、2020年9月までにジェネリック医薬品の数量シェアを80%まで高めるという目標が政府によって示されていることから、ジェネリック医薬品メーカーとしての安定供給責任を果たすために、工場への積極的な設備投資による生産能力の増強に取り組んできました。さらに、昨今の医薬品における品質や安全性に起因する各種問題を受け、徹底した製造管理・品質管理を踏まえた安定供給を確保する必要があるため、2022年度には第二固形製剤棟への生産設備導入を完了する予定です。また高まる需要に応えるために、さらなる設備投資を行い、2023年度には、175億錠の生産体制を構築します。

工場への設備投資により、短中期的に減価償却費の増加により売上原価が悪化し、売上総利益が減少すると予想しております。しかしながら、中長期における安定的な成長、ならびに長期における持続的な成長を達成するためには必要な投資であると考えております。従いまして、当面は、営業利益の売上高に対する比率は10%程度を目指しつつ、売上高の伸びを重視したいと考えております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループは付加価値を加えた良質で経済的なジェネリック医薬品を医療の場に提供し、人々の健康と医療費の軽減に貢献するべく研究開発の努力を続けております。

当連結会計年度においては、2020年6月に新規薬価基準追補収載品目として過活動膀胱治療剤、小腸コレステロールトランスポーター阻害剤－高脂血症治療剤－、アルツハイマー型認知症治療剤、NMDA受容体拮抗 アルツハイマー型認知症治療剤、前立腺肥大症に伴う排尿障害改善薬、非ステロイド性消炎・鎮痛剤、5 α 還元酵素阻害薬 前立腺肥大症治療薬、プロトンポンプ・インヒビター、持続性選択H1受容体拮抗・アレルギー性疾患治療剤、計10成分22品目、2020年12月に新規薬価基準追補収載品目として疼痛治療剤（神経障害性疼痛・線維筋痛症）、アルツハイマー型認知症治療剤、計2成分10品目を上市しております。また、2020年に生活改善薬の勃起不全治療剤、5 α 還元酵素1型/2型阻害薬男性型脱毛症治療薬、計3成分6品目を発売しております。

また、2021年6月には新規薬価基準追補収載品目として不眠症治療薬、抗アレルギー点眼剤、持続性AT1レセプターブロッカー/持続性Ca拮抗薬配合剤、過活動膀胱治療剤、セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤、計5成分16品目を上市しました。

引き続き次の上市予定品目の製造販売承認申請にむけて、医療機関や患者さんのニーズに応える付加価値製品の開発を目指した研究開発活動を行っております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、10,642百万円です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは付加価値を有するジェネリック医薬品を開発し、高品質な医薬品を安定して供給できる生産設備の拡充等を目的とした投資を継続的に行っております。

当連結会計年度において、医薬品生産能力の増強などを目的として、総額10,353百万円の設備投資を行いました。

当社の主な設備投資の内訳は、大阪工場154百万円、岡山工場2,004百万円、山形工場3,218百万円、Towa Pharma International Holdings, S.L. 1,317百万円等であり、増加する生産数量に対応するための増改築や設備増強に加えて、付加価値製剤に対応する製造設備や研究開発用設備を導入しました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
大阪工場 (大阪府門真市)	医薬品事業	製造設備他	1,959	752	945 (7,695)	494	4,151	204 (62)
岡山工場 (岡山県勝田郡勝 央町)	医薬品事業	製造設備他	8,710	3,806	664 (56,643)	937	14,118	357 (143)
山形工場 (山形県上山市)	医薬品事業	製造設備他	20,865	6,245	2,614 (124,208)	2,463	32,188	358 (237)
本社 (大阪府門真市)	医薬品事業	管理設備	329	0	1,082 (2,163)	167	1,580	203 (1)
中央研究所 (大阪府門真市)	医薬品事業	研究設備	963	88	1,294 (3,452)	192	2,538	188 (2)
西日本物流セン ター (岡山県勝田郡勝 央町)	医薬品事業	配送設備	1,230	228	1,010 (94,791)	64	2,533	16 (31)
東日本物流セン ター (山形県山形市)	医薬品事業	配送設備	2,660	18	298 (58,235)	20	2,997	11 (30)

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ジェイドルフ製 薬㈱	本社工場 (滋賀県甲賀市)	医薬品事業	製造設備他	2,227	668	113 (17,638)	26	3,034	128
大地化成㈱	兵庫工場 (兵庫県神崎郡 福崎町)	医薬品事業	製造設備他	1,481	221	351 (52,367)	47	2,103	69
グリーンカブス 製薬㈱	本社工場 (静岡県富士宮 市)	医薬品事業	製造設備他	2,235	412	349 (11,495)	1,064	4,062	22 (6)

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Towa Pharmaceutical Europe, S.L.	本社工場 (スペイン カタ ルーニャ州)	医薬品事業	製造設備他	3,886	147	1,861 (84,520)	3,838	9,733	579

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに建設仮勘定であります。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 従業員数は就業人員を記載しております。また、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3 各営業所等の一部の建物については賃借しております。年間賃借料は645百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資計画等は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額(百万円)		資金 調達方法	着工及び完了予定	
			総額	既支払額		着工	完了
当社山形工場 (山形県上山市)	医薬品事業	固形製剤棟 及び無菌製剤棟 増改築	21,360	—	自己資金 及び借入金	2021年5月	2023年12月

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の改修等

重要な設備の改修等の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	147,000,000
計	147,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） (2021年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2021年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	51,516,000	51,516,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	51,516,000	51,516,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2015年7月7日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	4,153	同左
新株予約権の数（個）	415（注）1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,103,515（注）2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,764.2（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年8月6日 至 2022年7月8日 (行使請求受付場所現地時間)（注）4	同左 同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,764.2 資本組入額 1,883（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	（注）7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8	同左

※当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を左列に記載しております。また、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された項目は、右列に記載しております。

（注）1. 本社債の額面金額10百万円につき1個とします。

（注）2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（注3）記載の転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わないこととします。

（注）3. （1）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

（2）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める算式により調整されます。

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

（3）2021年6月25日開催の第65期（2021年3月期）定時株主総会におきまして期末配当を当社普通株式1株につき金22円とする剰余金処分案が承認可決され、2021年3月期の年間配当金を1株につき44円としております。これに伴い、本新株予約権付社債の要綱の転換価額調整条項に従い、調整後転換価額を3,742.0円に調整します。なお、調整後転換価額は2021年4月1日より適用するものとしています。

（4）調整後転換価額3,742.0円適用後の新株予約権の目的となる株数は1,110,061株となります。

（注）4. ただし、①当社による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が財務代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、2022年7月8日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

(注) 5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

(注) 6. (1) 各本新株予約権の一部行使はできません。

(2) 2022年4月1日（同日を含まない。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができます。ただし、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されません。

①当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

②当社が組織再編等を行うにあたり、上記(注4)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

(注) 7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

(注) 8. (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとし、かつ、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずにそれを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとし、本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(2) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日 (注)	34,344,000	51,516,000	-	4,717	-	7,870

(注) 株式分割(1:3)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	33	28	86	211	4	5,457	5,819	-
所有株式数 (単元)	-	74,875	3,382	220,490	108,095	18	108,154	515,014	14,600
所有株式数の割合 (%)	-	14.54	0.66	42.81	20.99	0.00	21.00	100.0	-

(注) 自己株式2,301,475株は、「個人その他」に23,014単元、「単元未満株式の状況」に75株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社吉田事務所	大阪府箕面市桜ヶ丘3丁目14番7号	20,100	40.84
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,201	4.47
吉田 逸郎	大阪府箕面市	1,455	2.95
ビーエヌワイエム アズ エージーティシー エルティエス テンパーセント (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	1,445	2.93
東和薬品共栄会	大阪府門真市新橋町2番11号	1,440	2.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,213	2.46
東和薬品社員持株会	大阪府門真市新橋町2番11号	890	1.80
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川イ ンターシティA棟)	726	1.47
有限会社吉田エステート	大阪府箕面市桜ヶ丘3丁目14番7号	648	1.31
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川イ ンターシティA棟)	516	1.05
計	—	30,639	62.25

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,201千株
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,211千株

2. 東和薬品共栄会は、取引先持株会であります。

3. 2020年6月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村証券株式会社及び他2名の共同保有者が2020年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	株式 653,496	1.25
ノムラ インターナシ ョナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	株式 179,415	0.34
野村アセットマネジメ ント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	株式 969,200	1.88
計	—	株式 1,802,111	3.41

4. 2020年6月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社みずほ銀行及び他3名の共同保有者が2020年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	株式 63,000	0.12
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 496,493	0.94
アセットマネジメント One株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	株式 1,107,500	2.09
みずほインターナシ ョナル	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, United Kingdom	株式 0	0.00
計	—	株式 1,666,993	3.15

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,301,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 49,200,000	492,000	—
単元未満株式	普通株式 14,600	—	—
発行済株式総数	51,516,000	—	—
総株主の議決権	—	492,000	—

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東和薬品株式会社	大阪府門真市新橋町2番11号	2,301,400	—	2,301,400	4.46
計	—	2,301,400	—	2,301,400	4.46

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	56	123,178
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式及び当期間における取得自己株式の内訳は、単元未満株式の買取りであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	374	798,490	—	—
保有自己株式数	2,301,475	—	2,301,475	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、研究開発力強化、設備投資資金の確保等今後の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、業績に応じた配当を継続的かつ安定的に行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期の配当は、1株当たり44円（うち中間配当22円、期末配当22円）といたしました。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年11月13日 取締役会決議	1,082	22.0
2021年6月25日 定時株主総会決議	1,082	22.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、より良いコーポレートガバナンスの実現を経営上の重要課題と位置付け、コンプライアンス経営の徹底、経営の効率性及び透明性の向上によって、企業価値を継続的に高めます。そのために、株主の権利を尊重・保護し、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーとの良好な関係の構築、維持に努めるとともに、生命関連企業として企業倫理、役職員の倫理観の維持・向上に注力し、社会的使命に応える努力を常に続けます。

この方針は、グループ企業にも適用し、グループ企業それぞれが求められる役割・使命を果たし、グループ企業全体としての企業価値を高めてまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

・企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2019年6月25日開催の定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社へ移行しており、取締役7名（うち監査等委員である社外取締役3名）で構成される取締役会と、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成される監査等委員会を中心とした統治体制をとっております。当社の提出日現在における企業統治の体制の概要は以下のとおりです。

1) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 吉田逸郎が議長を務めております。その他メンバーは専務取締役 今野和彦、取締役 田中政男、取締役（監査等委員） 白川敏雄、社外取締役（監査等委員） 栄木憲和、社外取締役（監査等委員） 大石歌織、社外取締役（監査等委員） 後藤研了を含む7名で構成されており、取締役会は原則として月1回開催し、経営上の重要な課題の検討と迅速な意思決定を図っています。業務執行面では執行役員制度を導入して、執行役員に執行責任を負わせるとともに、取締役会には経営における意思決定及び監督に集中させるガバナンス体制を敷き、取締役の責任を明確にしています。

2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員 白川敏雄、社外監査等委員 栄木憲和、社外監査等委員 大石歌織、社外監査等委員 後藤研了の4名で構成されます。監査等委員は、監査等委員会において策定した監査計画に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役、執行役員、従業員、会計監査人からの報告收受、主要な事業所への往査など、実効性のある監査に取り組みます。

3) 指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、代表取締役 吉田逸郎が委員長を務めております。その他メンバーは専務取締役 今野和彦、社外取締役（監査等委員） 栄木憲和、社外取締役（監査等委員） 大石歌織を含む4名で構成されており、取締役会決議で選定された3名以上の取締役かつ半数以上は独立社外取締役といたします。主に取締役、執行役員の選任・解任、候補者、後継者計画等、報酬に関する事項を審議し、取締役会へ答申を行い、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することで決定プロセスの客観性及び透明性を高めております。

4) 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長 佐々木訓男が監査責任者を務めております。その他4名の監査担当者を含む5名で構成されており、業務執行の適法性及び効率性の観点から全部門の監査を実施し、これに基づいて改善を重視した助言及び勧告を行っております。また、監査実施結果については監査等委員会にその都度報告し、随時、監査等委員会と連携して業務監査を実施しております。

5) リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、代表取締役 吉田逸郎が最高責任者、上席執行役員管理本部長 井上憲一が委員長を務めております。その他メンバーは専務取締役 今野和彦、取締役 田中政男、取締役（監査等委員） 白川敏雄、上席執行役員 久保盛裕、上席執行役員 天野雄介、上席執行役員 森野禎之、上席執行役員 内藤泰史、上席執行役員 菅野隆行、上席執行役員 内川治、執行役員 藤田茂樹、執行役員 奥田豊、執行役員 杉浦健、人事本部長 大江浩敬、製品企画本部長 平井圭介、製剤技術本部長 星野哲夫、医薬開発本部長 西村章、国際事業本部長 上林憲明、物流部長 岩本忠光を含む20名で構成されております。また、取締役（監査等委員）白川敏雄が、オブザーバーとして参加しております。リスクマネジメント委員会は当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応し、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図っております。

6) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、上席執行役員管理本部長 井上憲一が委員長を務めております。その他メンバーは取締役 田中政男、上席執行役員 久保盛裕、人事本部長 大江浩敬、法務部長 大西秀和、社外弁護士を含む6名で構成されております。また、取締役（監査等委員）白川敏雄が、オブザーバーとして参加しております。コンプライアンス委員会は全社的なコンプライアンス推進計画の策定、体制の整備を行っております。また、コンプライアンス委員会は内部通報制度を主管しており、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告します。

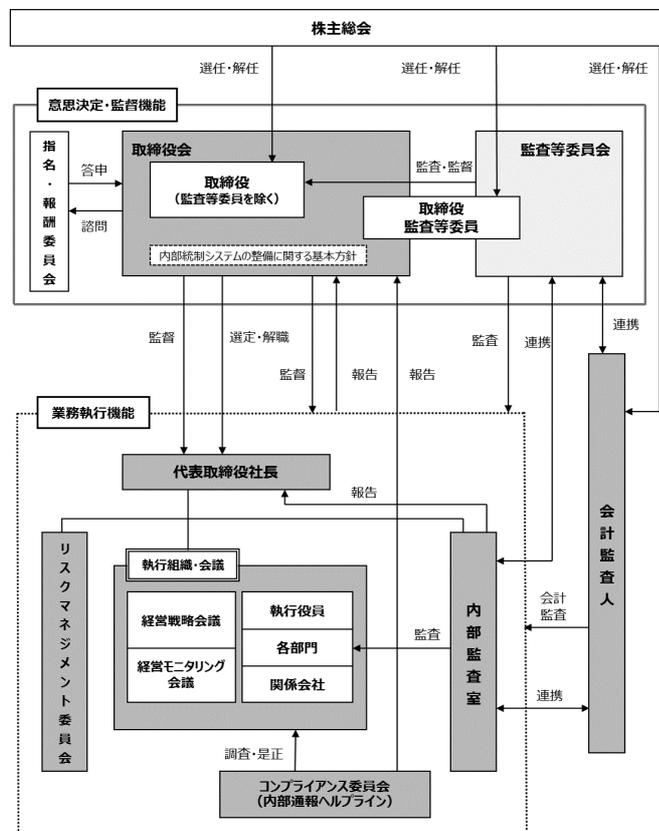
7) 経営戦略会議

経営戦略会議は、代表取締役 吉田逸郎が議長を務めております。その他メンバーは専務取締役 今野和彦、取締役 田中政男、上席執行役員 久保盛裕、上席執行役員 天野雄介、上席執行役員 森野禎之、上席執行役員 内藤泰史、上席執行役員 内川治を含む8名で構成されております。また、取締役（監査等委員）白川敏雄が、オブザーバーとして参加しております。経営戦略会議は原則として週1回開催し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、経営方針・中期経営計画を審議し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で売上や利益目標を設定します。

8) 経営モニタリング会議

経営モニタリング会議は、代表取締役 吉田逸郎が議長を務めております。その他メンバーは専務取締役 今野和彦、取締役 田中政男、上席執行役員 久保盛裕、上席執行役員 天野雄介、上席執行役員 井上憲一、上席執行役員 森野禎之、上席執行役員 内藤泰史、上席執行役員 菅野隆行、上席執行役員 内川治、執行役員 藤田茂樹、執行役員 奥田豊、執行役員 杉浦健、人事本部長 大江浩敬、製品企画本部長 平井圭介、製剤技術本部長 星野哲夫、医薬開発本部長 西村章、国際事業本部長 上林憲明等を含む19名で構成されております。また、取締役（監査等委員）白川敏雄、執行役員 國分俊和、執行役員 木田臣哉が、オブザーバーとして参加しております。経営モニタリング会議は原則として月1回開催し、売上や利益数値の実績、重要案件や中期経営計画の進捗状況をモニタリングし、目標達成に向けた経営を実践します。

なお、当社の企業統治の体制は次のように図示されます。



・企業統治の体制を採用する理由

当社では、取締役の経営監督機能と執行役員の業務執行機能を分離させ、それぞれの責任を明確化しております。

社外取締役が健全かつ効率的な経営の推進についての助言・提言を行うことで、公正かつ効率的な企業経営を行えるものと考えております。

また、医薬品の規制等に十分精通し、業務の詳細を理解した社内監査等委員と、高い識見と高度な専門知識を有する社外監査等委員から、客観的な立場で業務執行機関に対する監督・監査を受けることにより、透明性の高い企業経営を行えるものと考えております。

③企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び従業員が遵守すべき「東和薬品グループ企業行動憲章」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。取締役は取締役会を組織し、原則毎月1回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。

また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。

さらに、当社グループ役員及び従業員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図ります。

一方、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、当社は情報セキュリティ管理規程、文書管理規程等に従って適切な状態で保存、管理し、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び従業員全員が、本基本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本としております。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、リスクマネジメント委員会を設置する体制としております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、「経営戦略会議」や「経営モニタリング会議」を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、中期経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整えます。グループ企業については経営企画部が経営管理を担当し、グループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、各企業の経営意思を尊重しつつ、グループ全体としての経営効率の向上を図ります。また、当社グループのすべての役員及び従業員が利用できる内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する基本ルールをグループ内共通のものとするともに、必要な施策、研修等をグループ全体で横断的に実施・運用することにより、コンプライアンス経営の徹底を図ります。

6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するために、監査等委員会を補助するスタッフを配置します。また、当該スタッフの人事異動及び評価に関して監査等委員会の事前の同意を必要とするなど、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性、および監査等委員会からの指示の実効性の確保に留意するものとします。

役員および従業員は、監査等委員会から業務執行に関する報告を求められたときは、速やかに報告することとします。常勤監査等委員は、監査等委員会監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「経営戦略会議」「経営モニタリング会議」「リスクマネジメント委員会」「コンプライアンス委員会」、その他重要な会議または委員会に出席します。

当社グループの役員及び従業員は、業務または財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、重大なコンプライアンス違反発生の懸念があるときは、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また監査等委員会は、必要に応じ何時でも資料の提出を求められます。内部通報制度を主管するコンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告するものとします。

当社は、内部通報制度の利用を含む、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

監査等委員会は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、年次計画の事前説明とともに、定期的に内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとします。

当社は、監査等委員会がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、優秀な人材確保、役員等の職務の執行における萎縮防止のため、取締役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

<保険内容の概要>

・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

・填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等については一定の免責事由を設定しています。

・役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約には一部免責額を設定しており、当該免責額までの損害については填補の対象とはしていません。

⑥取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑦取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとしております。

⑧中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑨自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策等の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

⑩取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役の業務執行を円滑に行うためであります。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員 の 状 況】

① 役員 一 覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 14.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長	吉田 逸郎	1951年4月27日生	1979年5月 当社入社 1983年10月 当社経理部長 1983年12月 当社取締役経理部長 1986年8月 当社取締役総務部長 1990年4月 当社取締役社長室長 1990年6月 当社専務取締役社長室長 1991年6月 当社専務取締役生産本部長 兼 社長室長 1991年11月 当社専務取締役社長室長 1996年6月 当社代表取締役社長 (現任) 2003年10月 ジェイドルフ(株) (現ジェイドルフ製薬(株)) 代表取締役会長 (現任) 2010年10月 大地化成(株)代表取締役会長	(注) 2	14,553
専務取締役	今野 和彦	1954年10月8日生	1998年11月 当社入社 生産本部山形工場品質保証部次長 2005年4月 当社生産本部山形工場品質保証部長 2007年4月 当社信頼性保証本部品質保証部長 2009年10月 当社生産本部大阪工場長 2013年6月 当社取締役生産本部副本部長 2014年4月 当社取締役生産本部長 2017年6月 当社常務取締役生産本部 兼 研究開発本部 兼 製剤技術本部 兼 原薬事業本部担当 2019年4月 当社常務取締役信頼性保証本部 兼 生産本部 兼 製剤技術本部担当 2019年5月 グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長 (現任) 2020年6月 当社専務取締役 (現任)	(注) 2	104
取締役	田中 政男	1954年7月4日生	2009年4月 当社入社 内部監査室次長 2011年4月 当社内部監査室長 2016年10月 当社広報・IR室長 兼 人事部長 2017年6月 当社取締役管理本部長 2019年4月 当社取締役管理本部担当 2020年6月 当社取締役 (現任) 2021年4月 (株)プロトセラ代表取締役会長 (現任)	(注) 2	43
取締役 (監査等委員)	白川 敏雄	1952年10月12日生	2006年10月 当社入社 研究開発本部開発部部长 2008年4月 当社企画本部製品戦略部長 2015年6月 当社常務取締役事業開発室 及び 国際部管掌 製品戦略部長 2017年1月 グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長 2017年4月 当社常務取締役製品戦略本部 兼 国際事業本部 兼 開発企画室担当 2019年4月 当社常務取締役 2019年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	113

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	栄木 憲和	1948年4月17日生	1979年8月 日本チバガイギー(株)入社 1994年1月 バイエル薬品(株)入社 1997年3月 同社取締役滋賀工場長 2002年7月 同社代表取締役社長 2007年1月 同社代表取締役会長 2010年4月 同社取締役会長 2014年5月 アンジェスMG(株) (現アンジェス(株)) 社外取締役 (現任) 2015年4月 (株)ファンペップ社外取締役 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 2016年4月 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役 (現任) 2018年6月 (株)ジーンテクノサイエンス社外取締役 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	大石 歌織	1977年4月21日生	2001年10月 弁護士登録 2001年10月 北浜法律事務所 (現北浜法律事務所・外国法共同事業) 入所 2013年1月 同事務所パートナー (現任) 2017年6月 (株)PALTAC社外取締役 (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	後藤 研了	1958年2月18日生	1981年9月 監査法人朝日会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 1984年3月 公認会計士登録 2005年5月 同法人代表社員 (現パートナー) 2010年7月 同法人理事大阪事務所第3 事業部長 2013年7月 同法人専務理事 2015年7月 同法人大阪事務所長 2020年7月 後藤研了公認会計士事務所 開設 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	-
計					14,814

- (注) 1. 取締役栄木憲和、大石歌織及び後藤研了は、社外取締役であります。
2. 2021年6月25日開催の第65期定時株主総会の終結の時から1年間。
3. 2021年6月25日開催の第65期定時株主総会の終結の時から2年間。
4. 2020年6月24日開催の第64期定時株主総会の終結の時から2年間。

②社外役員の状況

当社の社外取締役は3名で、いずれも監査等委員である取締役であります。

監査等委員である社外取締役柴木憲和氏は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役大石歌織氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を有しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役後藤研了氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と知見を有しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役は取締役会（毎月開催される定時取締役会・都度開催される臨時取締役会）での健全かつ効率的な経営の推進についての積極的な助言・提言を期待されております。当社は、社外取締役の当社からの独立性に関する基準又は方針については、東京証券取引所の定める独立役員制度の考え方に基いており、当社の社外取締役はいずれも独立性を備えていると判断しております。また、当社の社外取締役である柴木憲和氏、大石歌織氏及び後藤研了氏はいずれも東京証券取引所の独立役員として指定し届出を行っております。

③監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会と会計監査人との定期的な会合を年4回開催し、会計監査人からは、監査計画、監査実施結果、指摘事項について説明を受け、また、監査等委員会側から会社の状況、課題等を説明し、意見交換を行います。また、必要に応じ、随時意見交換、情報交換も行います。また期中においては、内部統制システムの整備・確立、リスク評価対応への認識を踏まえ、会計監査人による監査実施に直接立合い、意識を高め、現状認識を深めます。

監査等委員会は、監査方針、計画について、内部監査室と互いに提示し合い、意見交換しており、内部監査室の監査実施結果について、定期的に報告を受け、必要な場合は監査実施前に特別な監査チェック事項を要望しております。また随時、監査等委員会と内部監査室が連携して業務監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は4名の監査等委員で構成され、そのうち後藤研了は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針、監査計画に基づき、取締役の職務の執行の監査を行い、監査報告書を作成します。

当事業年度は、監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数
常勤監査等委員	白川敏雄	13回／13回(出席率100%)
監査等委員(社外)	栄木憲和	13回／13回(出席率100%)
監査等委員(社外)	根本秀人	13回／13回(出席率100%)
監査等委員(社外)	大石歌織	10回／10回(出席率100%)

監査等委員会は、当事業年度は主として(1)投資管理方針・プロセスの整備運用状況、(2)子会社管理方針・プロセスの整備・運用状況、を重点監査項目としました。

投資管理方針・プロセスの整備運用状況：

個別の投資案件に関して、担当部門から背景や目的、採算性を含む事業性等の詳細な報告・説明を受けることにより、投資の可否を判断するための情報を入手すると共に、リスク評価を含めた評価・検討プロセスについて状況を確認しました。

子会社管理方針・プロセスの整備・運用状況：

国内子会社の監査を実施することにより、各子会社に対するグループ会社方針の浸透状況、法令遵守やリスク管理等の状況を把握し、課題を確認するとともに、グループ本社の管理体制やグループガバナンスが実効的に機能しているかを確認しました。

常勤監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会、経営戦略会議、経営モニタリング会議等の重要な会議に出席して情報の収集を行い、取締役及び執行役員等に必要に応じて説明を求め、また、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の状況を把握しました。

子会社については、国内子会社の監査を実施し、また子会社監査役との意思疎通及び情報交換により、子会社における内部統制システムの構築・運用状況を把握しました。

会計監査人に対しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 内部監査の状況

内部監査部門は5名からなり、年間の監査方針及び実施計画に基づき、業務執行の適法性及び効率性の観点から内部監査を実施しております。監査の結果については、速やかに監査等委員及び会計監査人と相互連携を取り、改善を重視した助言及び勧告を行うことにより、内部統制システムの整備を図るとともに、経営目標の達成に寄与することを目的としております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

19年間

c. 業務を執行した公認会計士

美和 一馬氏

小山 晃平氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他14名であり、その他は公認会計士試験合格者、システム専門家等であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、日常の監査等を通じて監査法人の品質管理体制、監査の実施体制等について、当社独自の評価を行い、監査法人を選定しております。

EY新日本有限責任監査法人は、品質管理体制の整備・実施状況が適切であること、意見表明のための十分な審査体制を構築していると認められること等から、選定いたしました。

会計監査人の解任又は不再任の決定方針につきましては、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人は、会計監査人としての独立性及び専門性を維持し、適正な監査の確保に向けて、適切な対応を行うことができる体制を構築しているものと評価しております。また、監査チームは当社のコア事業であるジェネリック医薬品業界に精通しており、当社の経営環境を適切に勘案した監査計画を策定、実施するとともに、取締役及び内部監査部門との円滑なコミュニケーションを有効に実施するなど、監査実施体制に問題は無いと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	43	—	52	—
連結子会社	—	—	—	—
計	43	—	52	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	39	—	132
連結子会社	—	—	46	3
計	—	39	46	136

(注) 1. 前連結会計年度の当社における非監査業務に基づく報酬は、企業買収等に関するアドバイザー業務であります。

2. 当連結会計年度の当社及び連結子会社の非監査業務に基づく報酬は、いずれも主に買収企業後の統合等に関するアドバイザー業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の額の決定に関する方針を定めておりませんが、監査日数、当社の業務内容等を勘案して監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社は、取締役の報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

- ・「東和薬品グループの理念」、「私達の誓い」、「社是」、「東和薬品グループ企業行動憲章」の実現に向けた優秀な人材を確保できるものとする。
- ・取締役が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
- ・中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものとする。
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものとする。

ロ. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、基本報酬、年次賞与及び株式関連報酬で構成しており、各報酬の割合は概ね60%：30%：10%としております。代表取締役の年次賞与は業績連動賞与を100%としております。

また、取締役（代表取締役、監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）の年次賞与は業績連動賞与と個人評価賞与の支給割合が概ね60%：40%となるように構成しております。そのため、取締役（代表取締役、監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）は、業績連動報酬（年次賞与の一部である業績連動賞与および株式関連報酬）と業績連動報酬以外（基本報酬および年次賞与の一部である個人評価賞与）の支給割合が、概ね22%：78%となります。

監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、監督機能を担う職責に鑑み、基本報酬のみで構成しております。

a. 基本報酬

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責・職務を勘案して、他社水準を考慮し決定しております。

b. 年次賞与

業績連動賞与は、当社が特に重視する単体の営業利益目標を指標とし、これに連動して算出し、個人評価賞与は、各取締役（代表取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の評価に応じて支給しております。

c. 株式関連報酬

株式関連報酬は、中長期業績連動型株価連動報酬及び譲渡制限付株式報酬とし、中期経営計画に掲げる、当社が特に重視する連結営業利益の目標に連動して、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、それらのいずれか一方を支給するものとしております。

中長期業績連動型株価連動報酬は、中期経営計画期間を評価期間として、予め取締役会において定める基準により、役位別に定める付与ポイント数に、中期経営計画の連結営業利益額の目標達成度合いに応じた支給率及び評価期間満了時における当社普通株式の時価を乗じた額の金銭を支給しております。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、中期経営計画の対象期間の初年度に、予め取締役会において定める基準により、全対象期間にわたる職務執行の対価に相当する額の金銭報酬債権を一括して支給し、その全額を現物出資財産として払込みを受け、譲渡制限付株式を付与します。その後、譲渡制限が解除される株式数が、中期経営計画に掲げる連結営業利益等の予め定める事項における達成度に応じて、確定します。譲渡制限が解除されなかった株式は当社が無償取得することとしております。

ハ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役が半数を占める指名・報酬委員会において報酬案を審議・承認し、取締役会は指名・報酬委員会の承認内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ. 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

- ・当社の中期経営計画の目標の一つとして掲げており、当社が特に重視する営業利益、具体的には連結・単体営業利益を指標とし、報酬に関する内部規程等によりあらかじめ定められた目標に対する達成率区分に応じて決定する。

ホ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容および裁量の範囲

- ・取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を含む）の報酬等の算定方法の決定に関する方針については、取締役会が決定権限を有する。

- ・なお、基本方針および算定方法について、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会で検討したうえで、取締役会が決定している。
- へ、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役の活動内容
- ・取締役会は、報酬に関する内部規程等の決議を行うことで、報酬等の額の決定過程に関与している。
 - ・基本報酬及び年次賞与の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定ならびに当社単体の営業利益目標の達成度および各取締役の担当事業の業績を踏まえた年次賞与の額の決定とする。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるようにするための措置として、取締役会は、指名・報酬委員会に対して、基本報酬および年次賞与の各報酬支給基準の制定・改正ならびに実支給額について諮問し答申を得るものとし、代表取締役は基本報酬および年次賞与の各報酬支給基準に関する答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与		株式関連報酬	
			個人評価	業績連動		
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	175	103	13	48	10	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	23	23	-	-	-	1
社外取締役 (監査等委員)	24	24	-	-	-	3

- ※当社は、2019年6月25日開催の第63期定時株主総会において、役員の報酬額を以下のとおり決議しています。
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、基本報酬、年次賞与及び中長期業績連動型株式関連報酬を含めて年額550百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)とする。
 - ・監査等委員である取締役の報酬限度額は、社外取締役分も含めて、年額70百万円以内とする。
 - ・上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額年額550百万円以内とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く。)に対して支給する譲渡制限付株式付与のための金銭債権の総額を年額100百万円以内とする。

※各報酬の対象となる役員の員数は以下のとおりです。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の対象となる取締役員数は3名。なお、そのうち、譲渡制限付株式の対象取締役が2名、中長期業績連動型株価連動報酬の対象取締役が1名
- ・監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)

※当事業年度における当該業績連動報酬等の金銭報酬に係る指標の目標及び実績は以下のとおりです。

目標値	単体営業利益(社内目標値)	149億円
実績	同上	200億円

※当事業年度における当該業績連動報酬等の非金銭報酬に係る指標の目標及び実績は以下のとおりです。

目標値	中期経営計画に掲げる連結営業利益(社内目標値)	400億円
実績	同上	522億円

※当社は、2018年6月26日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を支給対象となる役員の退任時に支給することを決議いただいております。

③ 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
				基本報酬	年次賞与 (個人評価部分)	業績連動報酬等	
						金銭報酬	非金銭報酬
吉田 逸郎	110	取締役	提出会社	71	-	38	-

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式とは、株式の変動または配当の受領によって利益を得ることを主目的とする投資株式と考えており、現在保有しておりません。一方、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式とは、業務上の取引関係の構築、維持等を目的とした投資株式と考えております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、長期的かつ安定的な取引関係の構築、維持、強化のための手段の一つとして、取引先からの保有要請を受け、政策株式を保有することがあります。その場合でも、当該株式を保有することが当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められる株式に限定して保有することとしております。また、保有の可否については、毎年、取締役会で個別銘柄について中長期的な経済合理性（資本コストに見合っているか等）、将来見通しを検証し、総合的に判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	4	100
非上場株式以外の株式	3	291

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
(株)三菱UFJ フィナンシャルグループ	147,040	147,040	同社グループは当社の取引金融機関の一つであり、取引関係維持のため株式を保有しております。定量的な保有効果の記載については困難ですが、配当利回り等を総合的に勘案し、取締役会において保有の合理性を検証しております。	有
	87	59		
(株)みずほ フィナンシャルグループ	4,200	42,000	同社グループは当社の取引金融機関の一つであり、取引関係維持のため株式を保有しております。定量的な保有効果の記載については困難ですが、配当利回り等を総合的に勘案し、取締役会において保有の合理性を検証しております。	有
	6	5		
ダイト(株)	55,000	55,000	同社は当社の取引先の一つであり、原材料の安定調達のため株式を保有しております。定量的な保有効果の記載については困難ですが、取引条件等を総合的に勘案し、取締役会において保有の合理性を検証しております。	有
	197	162		

みなし保有株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、基準等に照らし適切な情報を開示するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同財団が実施する研修等に参加いたしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,713	22,915
受取手形及び売掛金	35,191	38,122
電子記録債権	6,401	7,694
商品及び製品	24,659	30,083
仕掛品	8,339	8,636
原材料及び貯蔵品	18,051	22,232
デリバティブ債権	5,324	2,935
その他	4,864	4,702
貸倒引当金	△20	△32
流動資産合計	121,525	137,290
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 48,560	※2 49,093
機械装置及び運搬具（純額）	※2 13,033	※2 12,628
土地	12,874	13,288
建設仮勘定	4,936	8,769
その他（純額）	※2 2,224	※2 2,119
有形固定資産合計	81,629	85,898
無形固定資産		
のれん	7,622	7,050
製造販売権	5,749	5,402
その他	2,162	2,510
無形固定資産合計	15,534	14,963
投資その他の資産		
投資有価証券	455	519
関係会社株式	※1 245	※1 1,113
繰延税金資産	4,880	4,239
退職給付に係る資産	27	34
その他	5,825	1,758
貸倒引当金	△107	△148
投資その他の資産合計	11,327	7,516
固定資産合計	108,491	108,378
資産合計	230,016	245,668

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,585	10,000
電子記録債務	11,147	13,168
短期借入金	21,368	1,111
1年内返済予定の長期借入金	6,767	7,181
未払金	8,807	9,542
未払法人税等	4,060	2,527
役員賞与引当金	54	100
設備関係支払手形	2,594	2,375
設備関係未払金	1,106	1,869
その他	4,670	3,639
流動負債合計	70,164	51,516
固定負債		
新株予約権付社債	15,024	4,153
長期借入金	36,640	69,945
退職給付に係る負債	364	540
その他	3,157	2,912
固定負債合計	55,187	77,552
負債合計	125,351	129,069
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,717	4,717
資本剰余金	7,870	7,834
利益剰余金	97,171	108,629
自己株式	△5,627	△5,626
株主資本合計	104,132	115,554
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	79	124
為替換算調整勘定	453	920
その他の包括利益累計額合計	532	1,044
純資産合計	104,665	116,599
負債純資産合計	230,016	245,668

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
売上高	110,384	154,900
売上原価	※5 59,738	※5 89,448
売上総利益	50,646	65,451
販売費及び一般管理費	※1,※2 34,503	※1,※2 45,527
営業利益	16,143	19,923
営業外収益		
受取利息	81	23
受取配当金	5	6
補助金収入	170	305
デリバティブ評価益	3,672	—
為替差益	722	770
貸倒引当金戻入額	28	4
その他	349	377
営業外収益合計	5,031	1,488
営業外費用		
支払利息	131	190
デリバティブ評価損	—	2,388
その他	52	155
営業外費用合計	184	2,734
経常利益	20,990	18,677
特別利益		
固定資産売却益	※3 0	※3 245
特別利益合計	0	245
特別損失		
固定資産処分損	※4 6	※4 148
投資有価証券評価損	225	19
関係会社株式評価損	49	26
特別損失合計	281	194
税金等調整前当期純利益	20,709	18,728
法人税、住民税及び事業税	6,542	4,971
法人税等還付税額	—	△515
法人税等調整額	△336	314
法人税等合計	6,206	4,770
当期純利益	14,503	13,958
親会社株主に帰属する当期純利益	14,503	13,958

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
当期純利益	14,503	13,958
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9	44
為替換算調整勘定	453	466
その他の包括利益合計	※ 444	※ 511
包括利益	14,948	14,469
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,948	14,469
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,717	7,870	84,734	△5,640	91,682	88	—	88	91,771
当期変動額									
剰余金の配当			△2,066		△2,066				△2,066
親会社株主に帰属する当期純利益			14,503		14,503				14,503
連結範囲の変動					—				—
連結子会社株式の取得による持分の増減					—				—
自己株式の取得				△0	△0				△0
自己株式の処分		0		12	12				12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△9	453	444	444
当期変動額合計	—	0	12,437	12	12,449	△9	453	444	12,893
当期末残高	4,717	7,870	97,171	△5,627	104,132	79	453	532	104,665

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,717	7,870	97,171	△5,627	104,132	79	453	532	104,665
当期変動額									
剰余金の配当			△2,165		△2,165				△2,165
親会社株主に帰属する当期純利益			13,958		13,958				13,958
連結範囲の変動		△8	△334		△343				△343
連結子会社株式の取得による持分の増減		△27			△27				△27
自己株式の取得				△0	△0				△0
自己株式の処分		△0	△0	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						44	466	511	511
当期変動額合計	—	△36	11,458	0	11,422	44	466	511	11,934
当期末残高	4,717	7,834	108,629	△5,626	115,554	124	920	1,044	116,599

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	20,709	18,728
減価償却費	8,285	9,674
のれん償却額	—	751
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△22	47
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△35	44
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△14	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3	156
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	—	△6
固定資産売却損益 (△は益)	△0	△245
固定資産処分損益 (△は益)	6	148
受取利息及び受取配当金	△87	△29
支払利息	131	190
デリバティブ評価損益 (△は益)	△3,672	2,388
有価証券評価損益 (△は益)	1	△17
売上債権の増減額 (△は増加)	2,776	△4,544
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,301	△9,707
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,826	2,451
補助金収入	△170	△305
その他	362	△1,752
小計	25,800	17,971
利息及び配当金の受取額	76	16
利息の支払額	△130	△172
法人税等の還付額	—	515
法人税等の支払額	△6,871	△6,746
補助金の受取額	289	423
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,164	12,008
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△219	—
定期預金の払戻による収入	324	—
有価証券の取得による支出	△7,199	—
有価証券の売却による収入	12,199	—
有形固定資産の取得による支出	△4,549	△9,137
有形固定資産の売却による収入	0	3
無形固定資産の取得による支出	△121	△742
無形固定資産の売却による収入	—	241
投資有価証券の取得による支出	△245	△0
関係会社株式の取得による支出	△96	△894
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △37,614	—
短期貸付金の増減額 (△は増加)	—	1,094
長期貸付けによる支出	△2,130	—
長期貸付金の回収による収入	—	130
その他	109	204
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,541	△9,100

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	20,200	△20,251
長期借入れによる収入	—	40,500
長期借入金の返済による支出	△6,396	△6,895
新株予約権付社債の償還による支出	—	△10,850
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の処分による収入	12	0
配当金の支払額	△2,067	△2,166
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△27
リース債務の返済による支出	—	△125
その他	—	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,748	184
現金及び現金同等物に係る換算差額	689	761
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,938	3,855
現金及び現金同等物の期首残高	26,652	18,713
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	346
現金及び現金同等物の期末残高	※1 18,713	※1 22,915

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称

Towa Pharma International Holdings, S.L.

ジェイドルフ製薬㈱

大地化成㈱

グリーンカプス製薬㈱

前連結会計年度において非連結子会社であったグリーンカプス製薬㈱は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度においてPensa Investments, S.L.の子会社であったBreckenridge Pharmaceutical, Inc. (CT) は、2020年3月31日付でBreckenridge Pharmaceutical, Inc. (FL)に吸収合併されたことにより消滅しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱プロトセラ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社数 該当事項はありません。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等 ㈱プロトセラ

持分法を適用していない会社はそれぞれ、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ジェイドルフ製薬株式会社他2社の事業年度末日は3月31日、Towa Pharma International Holdings, S.L.他7社の事業年度末日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結会計年度末日との間に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

当社及び連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 2～17年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

のれん 定額法（10年）

製造販売権 定額法（5～12年）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産 定額法

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を考慮した回収不能見込額を計上しております。

ロ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、子会社における従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額を計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内で費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の支払金利

ハ ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 海外子会社における販売チャージバックの見積り

当社の連結子会社であるBreckenridge Pharmaceutical Inc. は、薬局・病院など卸売業者の顧客との間で、顧客が卸売業者から割引価格で製品を購入可能とする取り決めを結んでおり、卸売業者に対する販売価格と卸売業者の顧客に対する割引価格との差額を、チャージバックとして事後的に精算しております。

チャージバックは関連する売上高及び売上債権から控除されますが、一部が見積り計上されており、金額的重要性から翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度末において売上高及び売上債権から控除した金額は、3,034百万円であります。

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

過去の実績及び卸売業者の顧客との契約価格等に基づく予想チャージバック率並びに各卸売業者の在庫残高を基に算出しております。

② 主要な仮定

チャージバックの見積りに用いた主要な仮定は、予想チャージバック率であります。予想チャージバック率は、各製品ごとに過去3カ月分のチャージバックデータに基づき、予測される卸売業者の顧客の各々について計算しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

予想チャージバック率の計算は過去の実績や卸売業者の顧客との契約価格の情報に基づきシステムにより自動で計算しております。また、前月の見積りと当月の実績を比較することによって見積り額の正確性を確認しております。これらの手続によってこれまでの実際の結果と見積り額に重要な乖離が生じたことはありませんが、主要な仮定である予想チャージバック率が実績と異なった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

2. 訴訟損失引当金の見積り（偶発債務）

当社グループが発売するジェネリック医薬品には、発売後も原薬の結晶形、製剤、用途等に関する特許権が存続していることがあり、特許権所有者から特許訴訟を提起される場合があります。そのような場合には、当該訴訟による損失の発生可能性及びその金額の合理的見積りの可否について、経営者による判断が重要な影響を及ぼします。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額はありません。

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、訴訟提起により発生しうる損害賠償等の損失に係る引当金は、訴訟提起されており、損害賠償等を支払わなければならない可能性が高く、その金額を合理的に見積ることができる段階となり、引当金の要件を満たす場合に、訴訟損失引当金を計上いたします。

なお、当社が現在争っている訴訟の詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係) 4 偶発債務」に記載しております。

3. のれん及び製造販売権の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

減損損失	一百万円
のれん	7,050百万円
製造販売権	5,402百万円

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は前連結会計年度において、Pensa Investments, S.L.（現商号：Towa Pharma International Holdings, S.L.）（以下、「Towa HD」という。）を買収し、当連結会計年度において取得価額の配分を完了させました。当該取得価額の配分により、Towa HDの各資産グループにおいてのれん及び製造販売権が計上されております。

当社は、資産または資産グループに減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当連結会計年度においては、これらののれん及び製造販売権について減損の兆候は識別されておられません。

なお、翌連結会計年度においてこれらについて減損の兆候が識別された場合には減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「控除対象外消費税等」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「控除対象外消費税等」20百万円、「その他」31百万円は、「その他」52百万円として組み替えております。

(追加情報)

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

当社グループは、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響については、今後の感染拡大や収束時期等に関しては不確実性が高いと考えられるものの、当連結会計年度において、当社グループの生産、物流、営業などの安定供給体制に影響は発生しなかったことを踏まえ、将来の業績などへの影響は限定的であると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該仮定が実際の結果と異なる場合には、翌連結会計年度における連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	245百万円	1,113百万円

※2 減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	88,990百万円	78,089百万円

3 保証債務

次の関係会社について、金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(株)プロトセラ (借入債務)	－百万円	670百万円

4 偶発債務

当社は、2018年6月1日付で興和株式会社から東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。請求の内容は、当社が2013年12月13日から2016年3月31日までに販売した、ピタバスタチンCa・0D錠1mg/2mg/4mg「トーワ」に対して興和株式会社の特許権の侵害を主張し、3,828百万円の損害賠償を求めるものです。

また、同社からは2019年3月22日付、2020年3月25日付及び2021年3月30日付で東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。先行訴訟とは別に、同様の理由で2016年4月1日から1年間、2017年4月1日から1年間及び2018年4月1日から1年間の当社販売分に対する新たな損害賠償請求訴訟であり、損害賠償請求額はそれぞれ、4,522百万円、4,841百万円及び5,618百万円であります。

当社は、本件訴訟において、特許無効を主張し、争っていく方針であります。

なお、現時点で、本件訴訟が当社グループの今後の業績に与える影響を見込むことが困難なため、当社グループ業績への影響は見込んでおりません。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	10,072百万円	12,477百万円
役員賞与引当金繰入額	47	82
退職給付費用	388	471
貸倒引当金繰入額	5	43
研究開発費	8,566	10,642

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
	8,566百万円	10,642百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	1百万円
機械装置及び運搬具等	0	0
工具器具備品	—	0
製造販売権	—	241
計	0	245

※4 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	119百万円
機械装置及び運搬具等	1	1
工具器具備品	0	6
その他	0	21
計	6	148

※5 通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額(△は戻入額)は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
	156百万円	248百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△13百万円	64百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△13	64
税効果額	4	△19
その他有価証券評価差額金	△9	44
為替換算調整勘定：		
当期発生額	453	466
組替調整額	—	—
税効果調整前	453	466
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	453	466
その他の包括利益合計	444	511

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	17,172,000	34,344,000	—	51,516,000
合計	17,172,000	34,344,000	—	51,516,000
自己株式				
普通株式(注)1、3、4	768,961	1,537,982	5,150	2,301,793
合計	768,961	1,537,982	5,150	2,301,793

(注)1. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式の増加34,344,000株は株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加1,537,982株は、株式分割による増加1,537,922株、単元未満株式の取得による増加60株によるものであります。

4. 普通株式の自己株式数の減少5,150株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	984	60.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月11日 取締役会	普通株式	1,082	22.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2019年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,082	利益剰余金	22.00	2020年3月31日	2020年6月25日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	51,516,000	—	—	51,516,000
合計	51,516,000	—	—	51,516,000
自己株式				
普通株式（注）1、2	2,301,793	56	374	2,301,475
合計	2,301,793	56	374	2,301,475

（注）1. 普通株式の自己株式数の増加56株は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の減少374株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,082	22.00	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	1,082	22.00	2020年9月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,082	利益剰余金	22.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	18,713百万円	22,915百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	18,713	22,915

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにPensa Investments, S.L. (現商号:Towa Pharma International Holdings, S.L.)
他7社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の取得価額と取得のための支出
(純額)との関係は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

流動資産	23,412百万円
固定資産	14,184
のれん	7,622
製造販売権	5,740
流動負債	△8,442
固定負債	△2,169
為替換算調整勘定	△453
株式の取得価額	39,894
新規連結子会社現金及び現金同等物	△2,279
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式 の取得による支出	37,614

(注) なお、上記の金額は企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直し
が反映された後の金額によっております。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	229	229
1年超	869	640
合計	1,099	869

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医療用医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画等に基づき、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産にて運用しております。

なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、投機的な取引は一切行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財政状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

投資有価証券である株式および債券等については、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。株式については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券等については、適宜、経済情勢、金融情勢の把握につとめ、毎月末に金融商品の時価などの情報収集を行うとともに、それぞれの運用状況等について四半期毎に取締役会に時価を報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

長期借入金、新株予約権付社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、短期借入金は、主に関係会社株式の取得に係る資金調達を目的としたものであります。これらの金利変動リスクの影響につきましては極めて限定的であります。

主に海外からの原材料購入などに必要となる米ドルの為替変動リスクに備えるために、デリバティブ取引を実施しております。各取引については、取締役会で決定され、契約先はいずれも信用度の高い金融機関であり、取引経過につき取締役会で定期的に報告を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	18,713	18,713	—
(2) 受取手形及び売掛金	35,191		
(3) 電子記録債権	6,401		
貸倒引当金（※1）	△16		
	41,576	41,576	—
(4) 投資有価証券	336	336	—
資産計	60,626	60,626	—
(1) 支払手形及び買掛金	9,585	9,585	—
(2) 電子記録債務	11,147	11,147	—
(3) 新株予約権付社債	15,024	14,887	△136
(4) 短期借入金	21,368	21,368	—
(5) 長期借入金	43,407	43,579	172
負債計	100,533	100,568	35
デリバティブ取引（※2）	5,324	5,324	—

（※1）受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	22,915	22,915	—
(2) 受取手形及び売掛金	38,122		
(3) 電子記録債権	7,694		
貸倒引当金（※1）	△18		
	45,797	45,797	—
(4) 投資有価証券	418	418	—
資産計	69,131	69,131	—
(1) 支払手形及び買掛金	10,000	10,000	—
(2) 電子記録債務	13,168	13,168	—
(3) 新株予約権付社債	4,153	4,108	△45
(4) 短期借入金	1,111	1,111	—
(5) 長期借入金	77,127	76,995	△132
負債計	105,562	105,384	△177
デリバティブ取引（※2）	2,935	2,935	—

（※1）受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 新株予約権付社債

金融機関から提示された市場価格等に基づく時価によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、「(5) 長期借入金」には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	245	1,113
非上場株式等	119	101

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	18,671	—	—	—
受取手形及び売掛金	35,191	—	—	—
電子記録債権	6,401	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの 債券（社債）	—	—	—	86
合計	60,265	—	—	86

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	22,885	—	—	—
受取手形及び売掛金	38,122	—	—	—
電子記録債権	7,694	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの 債券（社債）	—	—	—	86
合計	68,702	—	—	86

4. 新株予約権付社債、短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
新株予約権付社債	—	—	15,000	—	—	—
短期借入金	21,368	—	—	—	—	—
長期借入金	6,767	7,131	7,253	6,925	6,335	8,994

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
新株予約権付社債	—	4,150	—	—	—	—
短期借入金	1,111	—	—	—	—	—
長期借入金	7,181	7,303	7,527	6,644	4,935	43,535

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	226	112	114
	(2) 社債	109	86	23
	(3) その他	—	—	—
	小計	336	198	137
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	119	119	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	119	119	—
合計		455	317	137

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	291	112	179
	(2) 社債	126	86	40
	(3) その他	—	—	—
	小計	418	198	219
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	101	101	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	101	101	—
合計		519	299	219

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

前連結会計年度において、その他有価証券の株式225百万円の減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、その他有価証券の株式19百万円の減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円) (※2)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引 米ドル (※1)	86,944	86,796	1,564	1,564
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 米ドル	38,769	37,707	3,759	3,759
合計		125,713	124,504	5,324	5,324

(※1) 通貨スワップ取引に係る契約額等の欄の金額には想定元本が含まれており、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量又は信用リスク量を示すものではありません。

(※2) 時価の算定は契約を約定した金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円) (※2)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引 米ドル (※1)	88,698	88,550	1,240	1,240
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 米ドル	39,292	38,328	1,695	1,695
合計		127,991	126,878	2,935	2,935

(※1) 通貨スワップ取引に係る契約額等の欄の金額には想定元本が含まれており、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量又は信用リスク量を示すものではありません。

(※2) 時価の算定は契約を約定した金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	6,684	5,517	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	5,517	4,351	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

一部の連結子会社は、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しており、一部の確定給付制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は特定退職金共済制度に加入しており、確定拠出制度と同様の会計処理をしております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	一百万円	364百万円
勤務費用	—	325
利息費用	—	0
数理計算上の差異の発生額	—	—
退職給付の支払額	—	△159
連結範囲の変更に伴う増加額	364	—
その他	—	9
退職給付債務の期末残高	364	540

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	△31百万円	△27百万円
退職給付費用	16	7
制度への拠出額	△12	△14
退職給付に係る負債の期末残高	△27	△34

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	67百万円	70百万円
年金資産	△95	△105
	△27	△34
非積立型制度の退職給付債務	364	540
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	337	505
退職給付に係る負債	364	540
退職給付に係る資産	△27	△34
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	337	505

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

- (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	一百万円	325百万円
利息費用	—	0
数理計算上の差異の費用処理額	—	—
簡便法で計算した退職給付費用	16	7
その他	—	3
確定給付制度に係る退職給付費用	16	336

- (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.7～2.5%	主として0.3%
予想昇給率	1.0	1.0

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度696百万円、当連結会計年度730百万円でありま
す。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	887百万円	918百万円
減損損失	1,425	1,242
貸倒引当金	8	14
未払事業税	260	221
未払役員退職慰労金	95	95
たな卸資産評価損	80	97
投資有価証券評価損	69	74
繰越欠損金(注2)	1,763	1,520
退職給付に係る負債	90	175
繰越税額控除	651	4,632
繰延資産	468	214
連結子会社の資産及び負債の時価評価差額	369	308
その他	862	1,064
繰延税金資産小計	7,031	10,581
繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△723	△994
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,126	△5,052
評価性引当額小計	△1,850	△6,046
繰延税金資産合計	5,181	4,534
繰延税金負債		
特別償却準備金	△179	△148
圧縮積立金	△156	△147
退職給付に係る資産	△9	△11
その他有価証券評価差額金	△35	△54
連結子会社の資産及び負債の時価評価差額	△1,166	△1,009
その他	△183	△105
繰延税金負債合計	△1,731	△1,477
繰延税金資産の純額	3,449	3,057

(注) 1. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(注) 2. 繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	54	3	163	1,542	1,763
評価性引当額	—	—	△54	△3	△163	△502	△723
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1,039	(※2)1,039

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金1,763百万円については、繰延税金資産1,039百万円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	54	3	163	201	1,098	1,520
評価性引当額	—	△54	△3	△163	△201	△571	△994
繰延税金資産	—	—	—	—	—	526	(※2)526

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金1,520百万円については、繰延税金資産526百万円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割等	0.4	0.4
試験研究費等の税額控除	△2.4	△4.8
評価性引当額の増減	0.1	0.0
子会社株式取得関連費用	1.2	0.0
のれん償却額	—	1.2
その他	0.0	△2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0	25.5

(企業結合等関係)

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

当社は前連結会計年度において、Pensa Investments, S.L. (現商号:Towa Pharma International Holdings, S.L.)の買収を完了いたしました。前連結会計年度は暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において、外部の評価専門家を利用し、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の認識及び測定を行い、確定しています。

この暫定的な会計処理の確定で前連結会計年度の連結財務諸表において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されたことに伴う有形固定資産の増加2,299百万円や無形固定資産(のれんを除く)の増加471百万円などにより、企業結合日時点で暫定的に算定されていたのれんが2,587百万円減少し、7,622百万円となりました。また、企業結合日時点で製造販売権に5,740百万円が配分されました。

以上の結果、前連結会計年度末の流動資産合計は1,150百万円増加、固定資産合計は727百万円増加、流動負債合計は696百万円増加、固定負債合計は1,166百万円増加、純資産合計は15百万円増加しております。また、会計処理の確定による前連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書への影響はありません。

なお、企業結合日時点における製造販売権の時価については、将来の売上予測と粗利率の見積り及び割引率を重要な仮定として使用し、インカム・アプローチによって算定しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社スズケン	16,223	医薬品事業

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	海外	合計
118,685	36,214	154,900

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	海外	合計
75,810	10,087	85,898

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社スズケン	17,690	医薬品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者	吉田嗣朗	-	-	-	-	土地及び建物の 賃借	家賃の支払い	12	差入保証金	10

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件につきましては、当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者	吉田嗣朗	-	-	-	-	土地及び建物の 賃借	家賃の支払い	12	差入保証金	10

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件につきましては、当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	2,126円72銭	2,369円21銭
1株当たり当期純利益	294円74銭	283円62銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	272円62銭	271円93銭

(注) 1 前連結会計年度の1株当たり純資産額は、「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により算定しております。

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,503	13,958
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	14,503	13,958
普通株式の期中平均株式数 (株)	49,209,490	49,214,357
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	△7	△14
(うち受取利息 (税額相当額控除後) (百万円))	(△7)	(△14)
普通株式増加数 (株) (うち、新株予約権付社債 (株))	3,964,478 (3,964,478)	2,063,297 (2,063,297)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東和薬品㈱	2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	年月日 2015. 7. 23	15, 024	4, 153	—	なし	年月日 2022. 7. 22

(注) 1 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償
株式の発行価格 (円)	3, 764. 2 (※)
発行価額の総額 (百万円)	4, 150
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 2015年8月6日 至 2022年7月8日

- ※ (1) 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、転換価額を11,368円から3,789.3円に調整しております。
- (2) 2019年6月25日開催の第63期定時株主総会において期末配当を1株につき60円とする剰余金処分案が承認可決され、2019年3月期の年間配当が1株につき107.5円と決定されたことに伴い、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、2019年4月1日に遡って転換価額を3,789.3円から3,783.6円に調整しております。
- (3) 2020年6月24日開催の第64期定時株主総会において期末配当を1株につき22円とする剰余金処分案が承認可決され、2020年3月期の年間配当が1株につき44円と決定されたことに伴い、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、2020年4月1日に遡って転換価額を3,783.6円から3,764.2円に調整しております。
- (4) 2021年6月25日開催の第65期定時株主総会において期末配当を1株につき22円とする剰余金処分案が承認可決され、2021年3月期の年間配当が1株につき44円と決定されたことに伴い、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、2021年4月1日に遡って転換価額を3,764.2円から3,742.0円に調整しております。

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2 本社債は2020年7月23日に一部繰上償還しております。

3 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	4, 150	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	21,368	1,111	0.45	—
1年以内に返済予定の長期借入金	6,767	7,181	0.30	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	36,640	69,945	0.25	2022年～2034年
合計	64,775	78,238	—	—

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）には、「地域総合整備資金貸付」による無利息での借入金5,250百万円が含まれております。

3 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	7,303	7,527	6,644	4,935

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	37,900	74,640	115,251	154,900
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	4,750	8,784	12,982	18,728
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	3,337	6,382	9,447	13,958
1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	67.82	129.68	191.96	283.62

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	67.82	61.86	62.28	91.65

(注) 第3四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第1四半期及び第2四半期の関連する四半期情報項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しは反映された後の数値を記載しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,500	20,430
受取手形	2,325	1,645
電子記録債権	6,108	7,415
売掛金	※1 22,054	※1 25,988
商品及び製品	18,213	22,499
仕掛品	7,577	7,847
原材料及び貯蔵品	15,907	19,150
前払費用	1,116	1,234
その他	6,468	4,219
貸倒引当金	△21	△22
流動資産合計	95,252	110,409
固定資産		
有形固定資産		
建物	39,450	38,023
構築物	1,279	1,139
機械及び装置	11,957	11,142
車両運搬具	33	20
工具、器具及び備品	1,282	1,284
土地	10,492	10,492
建設仮勘定	1,714	3,881
有形固定資産合計	66,210	65,983
無形固定資産		
ソフトウェア	997	682
その他	59	309
無形固定資産合計	1,057	991
投資その他の資産		
投資有価証券	455	519
関係会社株式	41,116	41,496
繰延税金資産	1,555	1,652
関係会社長期貸付金	10,741	11,391
その他	1,252	1,253
貸倒引当金	△3,134	△3,196
投資その他の資産合計	51,986	53,116
固定資産合計	119,254	120,092
資産合計	214,507	230,501

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	638	683
電子記録債務	11,147	12,680
買掛金	※1 6,178	※1 7,554
短期借入金	20,000	—
1年内返済予定の長期借入金	5,738	6,303
未払金	5,428	5,725
未払法人税等	3,843	2,303
役員賞与引当金	47	65
その他	5,689	5,004
流動負債合計	58,713	40,321
固定負債		
新株予約権付社債	15,024	4,153
長期借入金	34,311	68,008
資産除去債務	179	181
その他	1,151	1,177
固定負債合計	50,667	73,521
負債合計	109,380	113,843
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,717	4,717
資本剰余金		
資本準備金	7,870	7,870
資本剰余金合計	7,870	7,870
利益剰余金		
利益準備金	399	399
その他利益剰余金		
特別償却準備金	53	4
圧縮積立金	355	334
別途積立金	64,985	64,985
繰越利益剰余金	32,292	43,848
利益剰余金合計	98,085	109,572
自己株式	△5,627	△5,626
株主資本合計	105,046	116,533
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	79	124
評価・換算差額等合計	79	124
純資産合計	105,126	116,658
負債純資産合計	214,507	230,501

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 107,654	※1 115,346
売上原価	※1 57,940	※1 61,514
売上総利益	49,713	53,831
販売費及び一般管理費	※1, ※2 32,978	※1, ※2 33,890
営業利益	16,735	19,941
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 130	※1 82
補助金収入	170	138
デリバティブ評価益	3,672	—
為替差益	722	770
その他	※1 427	※1 330
営業外収益合計	5,124	1,322
営業外費用		
支払利息	114	151
デリバティブ評価損	—	2,388
その他	46	92
営業外費用合計	160	2,632
経常利益	21,699	18,630
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産処分損	5	120
投資有価証券評価損	225	19
関係会社株式評価損	49	54
特別損失合計	280	193
税引前当期純利益	21,419	18,437
法人税、住民税及び事業税	6,509	4,903
法人税等調整額	△343	△117
法人税等合計	6,165	4,785
当期純利益	15,254	13,651

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
1 材料費		33,146	55.3	35,656	55.2
2 労務費		7,942	13.3	8,554	13.2
3 経費		18,824	31.4	20,424	31.6
4 当期総製造費用		59,914	100.0	64,634	100.0
5 期首仕掛品たな卸高		6,228		7,577	
合計		66,142		72,212	
6 他勘定振替高		80		126	
7 期末仕掛品たな卸高		7,577		7,847	
当期製品製造原価		58,483		64,238	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別総合原価計算を採用しております。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
外注加工費 (百万円)	9,396	10,803
減価償却費 (百万円)	6,104	6,016

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
経費 (百万円)	24	12
その他 (百万円)	55	113
合計 (百万円)	80	126

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	4,717	7,870	—	7,870	399	145	379	64,985
当期変動額								
特別償却準備金の取崩						△92		
圧縮積立金の取崩							△23	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△92	△23	—
当期末残高	4,717	7,870	0	7,870	399	53	355	64,985

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	18,989	84,898	△5,640	91,846	88	88	91,935
当期変動額							
特別償却準備金の取崩	92	—		—			—
圧縮積立金の取崩	23	—		—			—
剰余金の配当	△2,066	△2,066		△2,066			△2,066
当期純利益	15,254	15,254		15,254			15,254
自己株式の取得			△0	△0			△0
自己株式の処分			12	12			12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△9	△9	△9
当期変動額合計	13,303	13,187	12	13,199	△9	△9	13,190
当期末残高	32,292	98,085	△5,627	105,046	79	79	105,126

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	4,717	7,870	0	7,870	399	53	355	64,985
当期変動額								
特別償却準備金の取崩						△49		
圧縮積立金の取崩							△21	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	△49	△21	－
当期末残高	4,717	7,870	－	7,870	399	4	334	64,985

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	32,292	98,085	△5,627	105,046	79	79	105,126
当期変動額							
特別償却準備金の取崩	49	－		－			－
圧縮積立金の取崩	21	－		－			－
剰余金の配当	△2,165	△2,165		△2,165			△2,165
当期純利益	13,651	13,651		13,651			13,651
自己株式の取得			△0	△0			△0
自己株式の処分	△0	△0	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					44	44	44
当期変動額合計	11,556	11,486	0	11,487	44	44	11,531
当期末残高	43,848	109,572	△5,626	116,533	124	124	116,658

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を考慮した回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

(2) ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の支払金利

ハ ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

訴訟損失引当金の見積り（偶発債務）

当社が発売するジェネリック医薬品には、発売後も原薬の結晶形、製剤、用途等に関する特許権が存続していることがあり、特許権所有者から特許訴訟を提起される場合があります。そのような場合には、当該訴訟による損失の発生可能性及びその金額の合理的見積りの可否について、経営者による判断が重要な影響を及ぼします。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の財務諸表に計上した金額はありません。

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、訴訟提起により発生しうる損害賠償等の損失に係る引当金は、訴訟提起されており、損害賠償等を支払わなければならない可能性が高く、その金額を合理的に見積ることができる段階となり、引当金の要件を満たす場合に、訴訟損失引当金を計上いたします。

なお、現在争っている訴訟の詳細は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係) 3 偶発債務」に記載しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「未払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払費用」601百万円、「その他」5,088百万円は、「その他」5,689百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルス感染症が当社の業績に与える影響については、今後の感染拡大や収束時期等に関しては不確実性が高いと考えられるものの、当事業年度において、当社の生産、物流、営業などの安定供給体制に影響は発生しなかったことを踏まえ、将来の業績などへの影響は限定的であると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該仮定が実際の結果と異なる場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	547百万円	654百万円
短期金銭債務	518	1,421

2 保証債務

次の関係会社等について、金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ジェイドルフ製薬(株) (借入債務)	3,557百万円	ジェイドルフ製薬(株) (借入債務) 3,216百万円
(株)プロトセラ (借入債務)	—	(株)プロトセラ (借入債務) 670
Towa Pharma International Holdings, S.L. (借入債務)	—	Towa Pharma International Holdings, S.L. (借入債務) 4
計	3,557	計 3,890

3 偶発債務

当社は、2018年6月1日付で興和株式会社から東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。請求の内容は、当社が2013年12月13日から2016年3月31日までに販売した、ピタバスタチンCa・0D錠1mg/2mg/4mg「トーワ」に対して興和株式会社の特許権の侵害を主張し、3,828百万円の損害賠償を求めるものです。

また、同社からは2019年3月22日付、2020年3月25日付及び2021年3月30日付で東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。先行訴訟とは別に、同様の理由で2016年4月1日から1年間、2017年4月1日から1年間及び2018年4月1日から1年間の当社販売分に対する新たな損害賠償請求訴訟であり、損害賠償請求額はそれぞれ、4,522百万円、4,841百万円及び5,618百万円であります。

当社は、本件訴訟において、特許無効を主張し、争っていく方針であります。

なお、現時点で、本件訴訟が当社の今後の業績に与える影響を見込むことが困難なため、当社業績への影響は見込んでおりません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,119百万円	715百万円
仕入高	2,374	3,222
その他の営業取引高	928	1,101
営業取引以外の取引による取引高	134	114

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44%、当事業年度43%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56%、当事業年度57%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	9,571百万円	9,847百万円
役員賞与引当金繰入額	47	48
貸倒引当金繰入額	5	3
減価償却費	941	931
研究開発費	8,764	9,163

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式41,476百万円、関連会社株式19百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式41,070百万円、関連会社株式46百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	827百万円	857百万円
減損損失	445	445
投資有価証券評価損	69	74
関係会社株式評価損	142	159
貸倒引当金	965	985
未払事業税	223	206
たな卸資産評価損	49	64
未払役員退職慰労金	95	95
繰延資産	468	540
その他	197	187
繰延税金資産小計	3,485	3,616
評価性引当額	△1,669	△1,711
繰延税金資産合計	1,815	1,904
繰延税金負債		
特別償却準備金	△23	△1
圧縮積立金	△156	△147
その他有価証券評価差額金	△35	△54
その他	△44	△47
繰延税金負債合計	△260	△251
繰延税金資産の純額	1,555	1,652

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割	0.4	0.4
試験研究費等の税額控除	△2.3	△4.9
評価性引当額の増減	0.3	0.2
その他	△0.3	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8	26.0

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	39,450	911	14	2,323	38,023	24,552
	構築物	1,279	3	—	143	1,139	1,313
	機械及び装置	11,957	3,042	1	3,855	11,142	33,521
	車両運搬具	33	3	0	16	20	241
	工具、器具及び備品	1,282	637	1	634	1,284	7,433
	土地	10,492	—	—	—	10,492	—
	建設仮勘定	1,714	7,361	5,194	—	3,881	—
	計	66,210	11,960	5,213	6,974	65,983	67,063
無形固定資産	ソフトウェア	997	167	—	482	682	3,554
	その他	59	449	189	10	309	410
	計	1,057	617	189	493	991	3,964

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

機械及び装置	増加額 (百万円)	山形工場	イワクロ2ラインPTP充填機関連	423
機械及び装置	増加額 (百万円)	山形工場	錠剤コーティング機3台目 (FZ-190)	187
機械及び装置	増加額 (百万円)	山形工場	転動流動層造粒乾燥機 MP-50	143
機械及び装置	増加額 (百万円)	山形工場	AQUARIUS G-B 4号機	116
機械及び装置	増加額 (百万円)	岡山工場	流動層造粒乾燥機 (NFL0-120)	175
建設仮勘定	減少額 (百万円)	山形工場	本勘定へ振替	2,186
建設仮勘定	減少額 (百万円)	岡山工場	本勘定へ振替	1,552

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,155	63	0	3,219
役員賞与引当金	47	61	43	65

(2) **【主な資産及び負債の内容】**

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) **【その他】**

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.towayakuhin.co.jp/ir/stock/koukoku.php
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第64期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月25日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月25日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第65期第1四半期）（自 2020年 4月1日 至 2020年 6月30日）2020年 8月14日近畿財務局長に提出

（第65期第2四半期）（自 2020年 7月1日 至 2020年 9月30日）2020年11月13日近畿財務局長に提出

（第65期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年 2月12日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月28日

東和薬品株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和 一馬 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小山 晃平 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東和薬品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

損害賠償請求訴訟に関する会計処理及び開示	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>(重要な会計上の見積り) 2. 訴訟損失引当金の見積り (偶発債務) 及び (連結貸借対照表関係) 4 偶発債務に記載されているとおり、会社は、興和株式会社から特許権の侵害を主張され損害賠償請求訴訟を提起されている。損害賠償請求額は各期間に応じてそれぞれ3,828百万円、4,522百万円、4,841百万円、5,618百万円である。会社は、本件訴訟において特許無効を主張し争っていく方針であり、現時点で今後の業績に与える影響を見込むことが困難なため業績への影響は見込んでいない旨を偶発債務として注記している。</p> <p>会社は、本件訴訟について特許無効を主張し争っているところであり、裁判の帰結は現時点で不明であることから、引当金の計上要件を満たさず偶発債務として注記することが適切であると判断している。</p> <p>当該訴訟による損失の発生可能性、及びその金額の合理的見積りの可否については、経営者の主観的な判断を伴い、また、見積りに関する不確実性が高いため、当監査法人は当該偶発債務の引当金計上要否に関する判断、及び注記内容の妥当性を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、偶発債務の引当金計上要否に関する判断、及び注記内容を検証するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偶発債務の引当金計上要否に関する判断について、経営者及び会社内部の法務担当者に訴訟の進捗状況及び見通しに関する質問を行い、損失の発生可能性及びその金額の合理的な見積りの可否に関する意見を聴取した。また、取締役会及び経営モニタリング会議の議事録や関連証憑を閲覧した。 ・担当弁護士に対して書面による確認を実施し、会社から入手した情報の裏付けを行った。 ・偶発債務の注記内容がその状況を適切に表しているかについて、会社から入手した情報及び担当弁護士への確認結果と比較した。

Towa Pharma International Holdings, S.L. の取得原価の配分	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>(企業結合等関係)に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において取得したTowa Pharma International Holdings, S.L. (以下「Towa HD」) について、当連結会計年度において、外部の評価専門家を利用し、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の認識及び測定を行い、暫定的な会計処理を確定させた。その結果、企業結合日時点で、取得原価の配分により製造販売権及びのれんをそれぞれ5,740百万円及び7,622百万円計上している。</p> <p>取得原価が配分された製造販売権の企業結合日時点における時価の算定は、インカム・アプローチによっており、将来の売上予測と粗利率の見積り及び割引率が重要な仮定として使用されている。</p> <p>製造販売権の評価は複雑であり、重要な仮定の設定においては経営者による判断を伴うことから、その評価には高度な監査上の判断が必要とされる。以上から、当監査法人は当該事項を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、製造販売権の企業結合日時点における時価を検証するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Towa HDの取得に関する取引を理解するため、株式譲渡契約書を閲覧した。また、経営者と議論するとともに取締役会議事録を閲覧した。 ・重要な仮定である将来の売上予測と粗利率の見積りについて評価するために、Towa HDの監査人を関与させ、将来の売上予測と粗利率の過去の実績との比較検討を行うとともに、関連資料の閲覧を行い、経営者の見積りに関する見解を聴取した。 ・製造販売権の評価方法及び割引率について、当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、主として以下の監査手続を実施した。 ・製造販売権の評価方法について検討するために、評価資料を査閲し、経営者が利用した外部の評価専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、外部の評価専門家に対して直接質問を実施した。 ・割引率について、利用可能な外部データを用いた監査人独自の見積りとの比較及び感応度分析を実施した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東和薬品株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東和薬品株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

東和薬品株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和 一馬 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小山 晃平 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東和薬品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

損害賠償請求訴訟に関する会計処理及び開示

(重要な会計上の見積り) 訴訟損失引当金の見積り(偶発債務)及び(貸借対照表関係) 3 偶発債務に記載されているとおり、会社は、興和株式会社から特許権の侵害を主張され損害賠償請求訴訟を提起されている。当該事項に関する監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由、監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(損害賠償請求訴訟に関する会計処理及び開示)と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	東和薬品株式会社
【英訳名】	TOWA PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 逸郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府門真市新橋町2番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役吉田逸郎は、当社の第65期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。

以上

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	東和薬品株式会社
【英訳名】	TOWA PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 逸郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府門真市新橋町2番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長吉田逸郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社11社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高の大部分を占める当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。